

第4期千葉県教育振興基本計画

令和7年3月

千葉県／千葉県教育委員会

○目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成と期間	2
第4節 策定のプロセス	3
第2章 基本構想編	
第1節 千葉県教育をめぐる現状と課題	5
1 第3期計画の検証	5
2 千葉県教育の課題と取り組むべき視点	6
(1) 人口の地域間格差と少子高齢化	6
(2) 急速な社会変化への対応	7
(3) 経済・雇用情勢への対応	8
(4) 多様なニーズに対応した教育	9
(5) 質の高い教育を行う学校体制の充実	10
(6) 学校・家庭・地域の連携・協働	11
第2節 千葉県教育の目指す姿	12
1 基本理念	12
2 基本目標・目指す姿	13
第3章 実施計画編	
第1節 施策横断的な視点	18
1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の形成を通じた ウェルビーイングの実現	18
2 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進	18
3 産業と教育との連携強化による人材育成	19
第2節 施策・取組	20
1 施策体系	20
2 今後5年間に実施する施策と主な取組	22
基本目標1 子供たちの自信を育む教育の土台づくり	
施策1 優れた教員の確保と教育の質の向上	22
施策2 安全・安心で魅力ある学校づくり	25
施策3 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	28
施策4 多様なニーズに対応した教育の推進	30
基本目標2 未来を切り拓く「人」の育成	
施策5 人生を主体的に切り拓くための学びの確立	34
施策6 郷土と国を愛する心とグローバル化への対応能力の育成	37
施策7 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実	39
施策8 豊かな心の育成	41

施策 9 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進	44
施策 10 学びを将来へつなぐ体系的・実践的なキャリア教育の 推進	46
基本目標 3 地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり	
施策 11 家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進	48
施策 12 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進	51
施策 13 文化芸術・スポーツの推進	54
第 4 章 計画の推進に当たって	
第 1 節 県民と一体となって取り組む体制づくり	57
1 教育行政の方向性	57
2 多様な主体との連携と協働	57
3 教育投資の充実	57
第 2 節 計画の進捗管理	58
1 総括指標	58
2 施策実施指標	59
用語解説	62

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格

第3節 計画の構成と期間

第4節 策定のプロセス

第1節 計画策定の趣旨

本県では、「第3期千葉県教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）」（以下「第3期計画」という）に基づき、「ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる」「ちばの教育の力で、『自信』と『安心』を育む学校をつくる」「ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境を整える」「ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、『楽しい』『喜び』に満ちた豊かな社会を創る」の4つの基本目標の達成に向け、各種教育施策を推進してきました。

第3期計画の期間中には、自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、国際情勢の不安定化という、予測困難な時代の象徴ともいべき事態が生じ、学校の教育活動への影響や学びの変容がもたらされました。

また、いじめや不登校など、子供たちが抱える困難はますます深刻化・多様化し、支援に当たる教員の負担が増大する一方で、教員志願者の減少に伴う教員不足が続くなど、学校現場の厳しい状況が大きな課題となっています。今後、人口減少や少子化の進行、情報通信技術の更なる進展などが見込まれる中で、一人一人の豊かな人生と持続可能な地域社会の実現に向け、教育の果たす役割はますます重要となっています。

こうした背景を踏まえ、今後の千葉県教育の目指す姿とそれを実現するための施策を取りまとめた「第4期千葉県教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という）を策定しました。

第2節 計画の性格

本計画は、10年後の「千葉県教育の目指す姿」を実現するための計画であり、教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、本県の政策の基本的な方向を総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の計画である千葉県総合計画の教育分野における個別計画としての性格を有しています。

第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想編」と「実施計画編」で構成しています。

（1）基本構想編

千葉県教育の課題と取り組むべき視点を整理した上で、「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る『人』の育成」を基本理念として掲げ、その実現に向け、3つの基本目標と10年後の千葉県教育の目指す姿を記載しました。

（2）実施計画編

基本構想編に掲げる基本目標と千葉県教育の目指す姿を実現するため、施策横断的な視点を掲げるとともに、令和7年度から令和11年度までに実施する、幼児期から高等学校までの教育及び生涯学習に係る施策と主な取組を体系的に整理しました。

第4節 策定のプロセス

第4期計画策定に際し、学識経験者や産業界の代表等による有識者会議を令和5年度に設置し、本県教育の目指すべき方向性や施策の在り方などについて御意見を伺うとともに、市町村教育委員会や関係団体、保護者を含めた県民の皆様や教員養成系大学の学生からアンケートで御意見をいただきました。さらに、中学生・高校生との交流会を開催し、生徒の声に耳を傾けながら、基本目標や千葉県教育の目指す姿の検討を行ってきました。

また、基本目標や千葉県教育の目指す姿の実現に向け、教育施策や具体的な取組について検討するため、基本目標ごとに専門部会を設置し、ここでの意見を踏まえるとともに、国の第4期教育振興基本計画を参照しつつ、パブリックコメントなど、多くの県民の意見を反映しながら、第4期計画を策定しました。

第2章

基本構想編

第1節 千葉県教育をめぐる現状と課題

第2節 千葉県教育の目指す姿

第1節 千葉県教育をめぐる現状と課題

1 第3期計画の検証

計画に掲げた各施策や主な取組の実施状況については、毎年度実施する「教育委員会の活動状況の点検及び評価」において明らかにするとともに、それぞれの指標の達成状況を分析することで、今後の課題や取組の方向性を検討してきました。

第3期計画では、計画全体の実施状況を評価するため、「子供の姿」「学校の姿」「家庭・地域の姿、県民の姿」を3つの総括指標として設定しており、令和5年度の指標の達成状況をみると、3指標中2指標は基準年度を上回っていますが、1指標で基準年度を下回る状況となっています。

第3期計画中の主な取組として、児童の学力及び学習意欲等の向上を図るために小学校低・中学年への本県独自の専科非常勤講師等の配置のほか、児童生徒を心理面から支えるスクールカウンセラーの全公立小・中・高等学校への配置、スクールソーシャルワーカーの増員など、学校教育を支える人材の配置を充実させてきました。

あわせて、教職員の業務負担軽減に向け、スクール・サポート・スタッフの配置を進め、これら外部人材も含めた「チーム学校」による支援体制を推進してきたことが、「子供の姿」「学校の姿」における指標の上昇につながったものと考えられます。

一方で、いじめの認知件数は令和5（2023）年度 54,455 件（公立小・中・高・特別支援学校）、不登校児童生徒数は同 14,300 人（公立小・中学校）となり、増加が続いている。さらに、子供の貧困や虐待、ヤングケアラーが顕在化する状況にあり、今後一層、学校・家庭・地域の連携に取り組んでいく必要があります。

項目	基準値	第3期計画 初年度 (R2年度)	令和5年度
【子供の姿】 学校評価における児童生徒アンケートにおいて、「学校生活」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した児童生徒の割合	88.5% (R2年度)	88.5%	89.1%
【学校の姿】 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校運営」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	88.0% (H30年度)	87.1%	88.1%
【家庭・地域の姿】【県民の姿】 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合	85.2% (H30年度)	84.1%	84.9%

※ 総括指標の3つの項目は、各学校で実施する学校評価の結果を指標としました。千葉市を除く全ての公立小・中・義務教育・高・特別支援学校を調査の対象とし、可能な限り多くの児童生徒及び保護者に回答いただき、指標の信頼性確保に努めました。

2 千葉県教育の課題と取り組むべき視点

ここでは、現在の千葉県教育を取り巻く課題と取り組むべき視点について、6つの項目で整理しました。

(1) 人口の地域間格差と少子高齢化

- 我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると、令和2（2020）年から令和52（2070）年までの50年間で7割程度まで減少すると見込まれています。
- 本県においても総人口減少時代に入りましたが、人口の社会動態は平成25（2013）年から増加に転じ、令和5（2023）年では、前年度と比べて0.58%の増となっています。人口増加の要因としては、つくばエクスプレス（TX）やJR総武線沿線から東京への好アクセス、充実した都市機能や自然豊かな子育て環境、都心より地価が安価であることなどが挙げられます。
- 一方で、特に県南部や東部では少子高齢化や若者の都市部への流出により、様々な産業での担い手不足や地域の活力の低下が課題となっています。しかしながら、こうした地域は、変化に富んだ海岸線や緑豊かな房総丘陵、心安らぐ里山の風景など、都市部とは異なる魅力を有し、観光やワーケーション、マリンスポーツなど、様々な分野で人々を引き付ける可能性を持っていることから、地域の可能性を引き出し、人口の流出を抑えることが重要です。
- 教育現場においては、人口減少地域と増加地域との間で児童生徒数に偏りが生じ、人口減少地域では、学校の小規模化や統廃合の必要も生じるなど、子育てや教育環境への影響が大きくなっています。人口増加地域では急速な学級増等による学校施設や教職員等の不足への対応が急務となっています。

(2) 急速な社会変化への対応

- 現代は変動性・不確実性・複雑性・曖昧性（VUCA）の時代と呼ばれ、将来の予測が難しい時代です。実際に、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化など、予測困難な事態が起きています。また、デジタル化やグローバル化の進展、気候変動などの地球規模の課題や、子供の貧困、様々な格差の拡大などへの対応も引き続き課題となっています。
- こうした課題解決に向けては、デジタル人材やグローバル人材、グリーン（脱炭素）人材といった専門性の高い人材の育成が不可欠です。これらの人材には、各分野に関する専門知識に加え、問題発見力や柔軟な思考力、多様な他者と協働する力など、知識以外の資質・能力が求められています。
- 本県は、首都東京に隣接し、農水産業・工業・商業のバランスの取れた産業県として、我が国の発展を支えてきました。本県が今後も県内各地域の活力を維持し、日本をリードする役割を果たしていくためには、社会や産業構造の変化を踏まえて、地域資源の新たな活用や魅力向上を模索するなど、様々な変化を前向きに受け止め新しい価値を創造し、地域の可能性を高める人材の育成が必要です。

(3) 経済・雇用情勢への対応

- 我が国では、医療・福祉、建設、警備、運輸など、様々な分野で人材不足が深刻化しています。千葉県においても、高校新卒者の求人・求職状況を示すハローワークのデータ（厚生労働省千葉労働局調べ）によると、求人倍率は平成22(2010)年の0.58倍から令和5(2023)年には3.15倍に上升しています。また、成田空港の機能強化に伴う雇用需要の増加も大きな課題となっています。
- 一方、県立高校の職業系専門学科では、近年、約7割が定員割れとなっており、技術系人材の不足が課題となっています。また、本県では高校新卒者の3年以内の離職率（※）も40%を超えており、産業界の求める人材と生徒の志向のミスマッチも生じています。
※離職率は離職した都道府県で計上されるため、必ずしも千葉県で採用された者の離職を意味するものではない。
- 令和5年度に県教育委員会が行ったキャリア教育に関する実態調査では、中学生・高校生ともに「自分がどのような職業に向いているかわかっている」「社会とつながっている」と考える生徒が4割程度にとどまること、「将来の夢があり、どうしたら夢を叶えられるか考えている」「自分の役割を考えながら、友達と協力し合おうとしている」など、キャリアプランニングや人間関係形成に対する自己認識が、学年が上がるにつれて低下する傾向にあることがわかりました。
- このため、将来を見据え、産業界等と連携した体系的・実践的なキャリア教育を推進するとともに、専門学科の魅力向上を図るなどして、千葉県の産業を支える人材を育成していく必要があります。
- さらに、社会経済の発展の観点からは、イノベーション人材をはじめとする高度な専門人材の不足や労働生産性の低下が指摘されています。また、社会人の学び直しへの関心やニーズが高まる中で、リカレント教育やリスキリングの重要性が増しています。

(4) 多様なニーズに対応した教育

- 特別支援教育を必要とする児童生徒の数が全国的に増加しており、千葉県の特別支援学級在籍児童生徒数も平成 23(2011)年度の 7,005 人から令和 5 (2023) 年度には 14,789 人と 2 倍以上に増えています。また、医療的ケアが必要な児童生徒や病気療養中の児童生徒への支援の重要性も高まっています。
- また、不登校児童生徒の数も増加しており、千葉県の小中学校における不登校児童生徒数は平成 25(2013) 年度の 4,970 人から令和 5 (2023) 年度には 14,300 人と 2.9 倍に増えています。子供の貧困やヤングケアラーなどの課題も顕在化しています。さらに、日本語指導を必要とする外国籍児童生徒の数も増加傾向にあり、平成 20(2008) 年度の 1,162 人から令和 3 (2021) 年度では 2,193 人と約 2 倍となっています。
- 全国的にもいじめの問題は深刻であり、いじめによる自殺などの重大な事例も発生しています。未然防止や早期発見・早期対応など適切な支援・指導が重要です。
- 平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における持続可能な開発目標（S D G s）では、目標 4 （教育）「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保」することを掲げており、障害や不登校、いじめ、日本語指導の必要な児童生徒など、多様なニーズを持つ子供たちに対応するためには、一人一人に最適な学びの機会を確保し、子供の能力や可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。

(5) 質の高い教育を行う学校体制の充実

- 近年、教員の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少により、採用倍率が低下する中で、産休・育休取得者の増加や特別支援学級の増加などにより、臨時の任用講師の確保が難しい状況になっており、いわゆる教員不足を引き起こしています。さらに、年度途中の療養休暇・休職の増加も課題となっています。
- また、年齢構成や経験年数の不均衡から、経験豊富な教員から若手教員への知識や技術の伝承が困難になっていることに加え、これまでの学習指導の中にプログラミング教育や小学校の外国語教育の導入など、新たな学びへの対応も必要となっています。
- さらに、いじめ・不登校・児童虐待・ヤングケアラーなど、子供たちが抱える困難は多様化・複雑化しており、児童相談所等の関係機関や、心理・福祉等の専門家等と連携した対応が不可欠となっています。
- 教員が健康でやりがいを持って働ける環境で、子供たちと向き合う時間を確保できるよう、教員の未配置を解消し、専門スタッフの配置や働き方改革を進めるとともに、学校現場の各課題に対応する教員をサポートするため、スクール・サポート・スタッフの活用やスクールカウンセラー等と連携した「チーム学校」としての体制づくりが欠かせません。

(6) 学校・家庭・地域の連携・協働

- 地域コミュニティのつながりや地域での支え合いが希薄化し、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘される中で、共働き家庭やひとり親家庭の増加など家庭を取り巻く環境の変化により、子育てに不安を抱える保護者も増えています。家庭教育を支えるための地域全体の連携がますます重要となっています。
- 子供たちが自立し、心豊かに力強く生き抜くためには、学校だけでなく、家庭や地域の大人など多様な人々との交わりや、様々な経験が必要です。そのためには、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが協力し、子供たちの多様な教育活動を支援する体制を整える必要があります。連携を進めるためは、学校・家庭・地域等のそれぞれが、負担感なく協力し合える持続的な関係づくりが重要です。
- 学校を中心とした地域の関係は、持続的な地域コミュニティや社会全体の基盤となり、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環によって、地域コミュニティ全体のウェルビーイング向上につながります。そのため、地域での子供を中心とした人々のつながりや関わりを育み、協力し合える関係を築くための土壌を整えることが必要です。

第2節 千葉県教育の目指す姿

1 基本理念

人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る「人」の育成 ～ 一人一人が可能性を最大限に伸ばし、自分らしく活躍するために ～

○千葉県は、恵まれた自然環境と首都東京に隣接する地の利を生かし、農水産業・工業・商業のバランスの取れた産業県として発展し、新鮮な農水産物や加工品のほか、鉄鋼等の素材やエネルギーの供給、利便性と安らぎを兼ね備えた居住空間の提供といった幅広い分野で、首都東京ひいては日本の成長を支えてきました。成田国際空港と千葉港を有し、我が国における世界への玄関口の役割も果たしています。

○しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行による地域活力の低下は、本県においても避けて通れない課題であり、少子化による学校の統廃合や産業の担い手不足が深刻化している地域もあります。

○そうした中でも、県内の産業界や企業では、情報通信技術の飛躍的な発達や脱炭素社会への動きなども踏まえ、将来の持続的な成長に向けた技術革新や、産業の枠を越えた多様な連携が進んでいます。こうした取組を更に進展させ、先人たちの築いた豊かな千葉県を未来に引き継ぐためには、地域の資源と新たな技術を結び付け、世界とのつながりを生かして、本県の可能性を高めていく力が不可欠です。

○このため教育においては、地域で育ち、地域を愛し、世界と将来を見据えた先見的な視点と、自己の可能性を信じて挑戦する心を持って社会に羽ばたき、千葉の未来の創り手となる「人」を育てる必要があります。

○予測困難と言われ、変化の激しい時代においては、子供たちが変化を前向きに受け止め、自ら課題を見出し、他者と協働しながら解決に取り組むために、単なる知識の蓄積ではなく、創造性や協調性、課題解決力、根気強さといった非認知能力の育成が重要と言われています。首都圏にありながら自然に恵まれた本県の特性を生かし、学校・家庭・地域が連携して、伸びやかで豊かな教育の場を提供し、デジタル社会に対応できる能力と、変化や多様性を受け入れる柔軟性と寛容さ、人間らしい思いやりを併せ持った心豊かな子供たちの育成を目指していきます。

○このような資質を備えた子供たちこそが、しなやかに逞しく自らの幸せを追求しつつ、国家と地域社会の平和と成長に貢献し、持続可能な未来の創り手になる、大切な「人」です。

○こうした「人」を育むため、教育現場において、教員がゆとりと自信を持って子供たちと向き合い、一人一人の個性と可能性を最大限に伸ばせるよう、優れた教員の確保、育成に取り組むとともに、学校のDXと業務改善を進め、教員の働きがいと働きやすさを両立する職務環境を整備します。

○また、いじめ、不登校児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒など多様な教育ニーズに応えられるよう、教員への研修の充実を図るとともに、福祉や医療等の関係機関や高い専門性を有する外部人材などとの連携・協力体制を一層強化し、全ての子供たちに最良の教育と最善の未来を約束できる、誰一人取り残されない質の高い学びの場づくりを目指していきます。

2 基本目標・目指す姿

基本理念を実現するため、「子供たちの自信を育む教育の土台づくり」「未来を切り拓く『人』の育成」「地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり」の3つの基本目標を掲げ、10年後の千葉県教育の目指す姿を描きました。

基本目標1 子供たちの自信を育む教育の土台づくり

【目指す姿】

○質の高い学校教育の推進

- ・校務に係るDXを通じた働き方改革や業務の見直し、外部人材の活用等による「チーム学校」づくりが進み、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って働く職場環境と、子供たちが学ぶ意欲を高める魅力的な教育環境が整っている。
- ・優れた資質を有する教員の採用が進み、教員自らが使命感や責任感を持ち、指導力の向上に取り組んでいる。
- ・子供たちが安全・安心に学校生活を送り、誇りをもって学ぶことができる環境が整っている。
- ・教員が自らの言動により児童生徒等の成長に大きな影響を与えるという職責の重要性を自覚し、職務の遂行に専念することで、児童生徒や保護者から信頼を得ている。
- ・ICTが授業で活用されるだけでなく、教育データと学習履歴（スタディ・ログ）、生活・健康履歴（ライフ・ログ）の利活用が図られている。
- ・県立高校改革推進プランに基づく各校の魅力化・特色化と適正配置が進むとともに、施設設備の改修・更新が行われ、スクール・ミッションと生徒のニーズを踏まえた多様な教育が展開されている。

○誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応

- ・いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラー、子供の貧困など、様々な困難を有する子供たちが誰一人取り残されることなく、健やかに成長できるよう、NPOやフリースクール等との連携等を含め、一人一人に合った教育環境の整備が進んでいる。
- ・全ての子供たちが自分の良さや可能性を認識し、それぞれの多様性を認め合い、あらゆる他者を価値ある存在として尊重するとともに、一人一人の可能性を最大限伸ばすことができる教育が実現している。
- ・特別支援教育や医療的ケアを必要とする子供たちがそれぞれの特性に応じた支援を受けながら、地域社会の一員として豊かに生きることができる教育が実現している。

基本目標2 未来を切り拓く「人」の育成

【目指す姿】

○確かな学力の育成

- ・子供たちが自ら未来を切り拓くために必要な知識や技能を確実に身に付け、不確実な状況にも対応できる思考力・判断力・表現力が培われ、学びに向かう意欲が育っている。
- ・社会的変化を前向きに受け止め、自ら社会における課題を見出し、主体的にその解決策を考え、提案するなど、積極的に行動する姿勢が育まれている。
- ・デジタル機器・教材を日常的に活用するほか、専門的な知識や技術を有する外部人材と連携し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が図られている。

○豊かな心、健やかな体の育成

- ・全ての子供たちに自他の命と尊厳を大切にする豊かな人間性と道徳性が育まれているとともに、たくましく生きる力が養われている。
- ・自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに心を動かされる体験をとおして、仲間と遊び、関わりを深めることにより、根気強さ、注意深さ、意欲などの非認知能力が培われている。
- ・幼稚園、認定こども園、保育所の連携により、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実が図られている。

○社会に求められる人材の育成

- ・郷土としての千葉や国を愛する心と誇りを持ち、自信を持って発信することができる力が育まれているとともに、国際社会における日本や千葉県の役割を意識しながら世界で活躍できる力が養われている。
- ・世界の玄関口という立地、バランスの取れた産業構造、豊かな自然など本県ならではの特性や強みを生かした教育により、京葉臨海地区や成田空港、農林水産業などの地域で必要となる人材や、今後さらに成長が見込まれるＩＴ、医療・介護、環境などの分野で活躍できる人材を育成・輩出するための教育環境が整っている。
- ・A I・プログラミング等のスキルや情報リテラシーを身に付け、未来のデジタル社会に対応できる人材が育成されている。
- ・学校と地域・社会、産業界等が連携・協働したキャリア教育支援体制が構築され、社会で求められ活躍できる人材が育成されている。
- ・探究・S T E A M教育や特色・魅力ある文理融合的な学びが推進され、性別に関わらず新たな技術や価値を創造する人材が育成されている。

基本目標3 地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり

【目指す姿】

○学校・家庭・地域の連携・協働

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一体的に機能し、保護者や地域住民等が責任をもって学校運営に参画し、各学校の教育目標を共有するなど、学校と地域の更なる連携・協働が進んでいる。
- ・ＩＣＴの効果的な活用などにより、学校・家庭・地域住民同士のつながりや関わりがさらに深まり、協力し合える土壌がつくられている。
- ・学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが連携・協働し、社会全体で子供の育成に関わる体制が整っている。
- ・地域や外部の人材の協力を得て、部活動の地域展開が図られている。

○生涯学び、活躍できる環境

- ・キャリアや専門技能を生かして、職業人として活躍できる環境が整っている。
- ・いつでも、どこでも、誰でも、必要な知識・技能を学ぶことができ、その成果を生かして生涯にわたり地域社会に貢献できる環境が整っている。

○文化・スポーツの推進

- ・文化芸術活動を行う人々の自主性や専門性が尊重されるとともに、障害の有無や年齢等に関わらず、誰もが文化芸術を実践・鑑賞することができる環境が整備されている。
- ・全ての県民が、スポーツの意義や価値を理解する（スポーツを知る）ことにより、ライフステージに応じた多様なスポーツに日常的に親しみ、心身ともに健康で活力ある生活を送り、互いに支え合うコミュニティを形成している。
- ・子供たちが、地域の自然や歴史的建造物、郷土芸能や伝承技術といった地域固有の文化財に触れ親しむ機会が提供され、地域への愛着や誇りが醸成されるとともに、次代に引き継ぐ人材が育まれている。

第3章 実施計画編

第1節 施策横断的な視点

第2節 施策・取組

第1節 施策横断的な視点

基本理念の実現に向け、本計画に位置付けた施策を着実かつ効果的に推進するためには、社会全体で包摂性を重視し、誰もがその人らしく力を発揮できる環境の整備や学校・地域風土の醸成を図るとともに、学校においては、校務省力化や教育の質の向上等のためのDXの推進、人口減少の中にあっても、社会や地域に求められる人材の育成などに向け、行政・教育関係者、産業界、県民が一体となり、オール千葉県で取り組むことが必要です。

こうした視点から、未来の千葉県教育を築いていく上で欠かせない、「多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の形成を通じたウェルビーイングの実現」、「教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」、「産業と教育との連携強化による人材育成」の3つを施策横断的な視点として位置付け、組織を挙げて取り組みます。

1 多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の形成を通じたウェルビーイングの実現

令和6年1月1日、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が施行されました。

この条例では、県の責務として、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定、実施することとしています。また、本計画の策定にあたり実施した中学生・高校生の交流会では、いくつかのテーマの中で、「みんなが行きたくなる学校」について意見交換が行われました。参加した子供たちからは、「ジェンダーレス、多様性を認め合える学校」「一人一人の個性が認められる学校」「学校や教育方針など、生徒の意見を伝える場やシステムがほしい。」といった意見がありました。私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など、様々な違いがある人々で構成されており、全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが重要です。

これらの子供たちからの意見も踏まえながら、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人一人が様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会を築くために、教育が果たすべき役割に取り組んでいきます。

2 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

社会の激しい変化に対応するため、子供・保護者や社会のニーズを基に、データとデジタル技術を活用した、教育の変革が目指されています。

教育データの効果的な利活用を促進するとともに、進歩するデジタル技術を活用することで、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、子供たちの学びの質を向上させます。また、教職員の負担軽減・働きやすさの向上や、学校経営の効率化に取り組みます。

1人1台端末をはじめ、小・中・高等学校等におけるICT環境整備が飛躍的に進展したことにより、距離や場所、時間の制約が取り払われ、様々な国や地域との交流が容易になるとともに、登校できない子供の学びや交流の機会の充実が可能となりました。また、デジタルの特性を生かした障害のある

子供や外国人児童生徒等のウェブ等へのアクセシビリティの向上も期待されます。ＩＣＴを活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指し、施策を総合的に実施していきます。

3 産業と教育との連携強化による人材育成

千葉県は、日本における世界の玄関口である成田空港、千葉港を有し、農業、水産業、日本を代表する工業地域など、全国屈指のバランスの取れた産業構造が形成されています。加えて、成田空港の更なる機能強化、首都圏中央連絡自動車道・北千葉道路など交通インフラの整備により、国内外から新たな企業進出が期待されるほか、インバウンドの増加による観光分野の活性化など、経済発展が見込まれています。

また、京葉臨海コンビナートの脱炭素化や太平洋岸の沖合の海域での洋上風力発電など、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進んでいるほか、医療、バイオテクノロジーなどの先端技術産業分野の研究開発やベンチャー企業の育成も活発に展開されるなど、世界規模の課題や今後の成長分野を見据えた企業活動が活発化しています。

本県の成長を支えてきた基盤産業や更なる成長への牽引力が期待される新たな産業など、様々な産業界から専門性を持つ多様な人材が教育にかかわることで、未来の千葉県の様々な産業界から専門性を持つ多様な人材が教育にかかわることで、未来の千葉県の発展を支えていく子供たちの脱炭素社会への意識の醸成や持続可能な社会を築いていく力を培うとともに、スマート技術の活用による創造性と問題解決能力、グローバルな視野を持った、地域や産業分野に求められる人材を育成していきます。

そして、産業・教育・行政が連携し、教育界だけでは解決できない課題に共に向き合っていくことで、地域への愛着・誇りを持ち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加し、地域の発展と世界に貢献し、日本を牽引するリーダーの育成を目指します。

第2節 施策・取組

1 施策体系

基本目標1 子供たちの自信を育む教育の土台づくり

◇質の高い学校教育の推進

施 策

施策1 優れた教員の確保と
教育の質の向上

主 な 取 組

- (1) 熱意あふれる人間性豊かな教員の採用
- (2) 信頼される質の高い教員の育成
- (3) 「チーム学校」の実現と働きやすい勤務環境の整備

施策2 安全・安心で
魅力ある学校づくり

- (1) 地域に支持され選ばれる魅力ある学校づくり
- (2) 私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携
- (3) 安全・安心な学びの場づくりの推進

◇多様なニーズへの対応

施策3 共生社会の形成に
向けた特別支援教育の
推進

- (1) 柔軟で連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実
- (2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

施策4 多様なニーズに
対応した教育の推進

- (1) 不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
- (2) いじめへの対応
- (3) 学び直しなどの再チャレンジの機会の充実
- (4) 経済的・家庭的理由など様々な困難への支援
- (5) 外国人児童生徒等の受入体制の整備
- (6) 相互の多様性を認め合う学校風土の醸成

基本目標2 未来を切り拓く「人」の育成

◇確かな学力の育成

施 策

施策5 人生を主体的に切り
拓くための学びの確立

主 な 取 組

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (2) 「読書県ちば」の推進
- (3) 外国語教育の充実
- (4) I C T利活用の日常化

施策6 郷土と国を愛する心と
グローバル化への対応
能力の育成

- (1) 郷土と国の歴史や伝統文化等の学びの推進
- (2) 国際社会の担い手の育成

◇豊かな心、健やかな体の育成

施 策	主 な 取 組
施策 7 人格形成の基礎を培う 幼児教育の充実	(1) 幼児教育の質の向上 (2) 小学校教育との接続の円滑化
施策 8 豊かな心の育成	(1) 豊かな情操や道徳心を育む教育の推進 (2) 児童生徒の自殺対策の推進 (3) 体験活動等の推進 (4) 子供の権利擁護
施策 9 生涯をたくましく 生きるための健康・ 体力づくりの推進	(1) 生涯にわたって運動・スポーツに親しむ 資質・能力の育成 (2) 学校保健の充実 (3) 食育の推進

◇社会に求められる人材の育成

施策 10 学びを将来へつなぐ 体系的・実践的な キャリア教育の推進	(1) 学校におけるキャリア教育の推進 (2) 社会に求められる産業人材の育成 (3) 障害のある生徒の自立・社会参加の支援
--	--

基本目標3 地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり

◇学校・家庭・地域の連携・協働

施 策	主 な 取 組
施策 11 家庭教育への支援と 家庭・地域との連携・ 協働の推進	(1) 家庭教育への支援 (2) 地域全体で子供を育てる体制の構築 (3) 虐待など不適切な養育から子供を守る取組の 充実・強化

◇生涯学び、活躍できる環境

施策 12 人生100年時代を 見据えた生涯学習の 推進	(1) 多様な学習機会の充実 (2) 学習に関する情報提供・相談の充実 (3) 学習成果を社会に生かす仕組みづくり (4) 多様な主体との連携・協働の推進 (5) リカレント教育の推進 (6) 障害のある人の生涯学習の推進
------------------------------------	--

◇文化・スポーツの推進

施策 13 文化芸術・スポーツ の推進	(1) 文化芸術にふれ親しむ機会の充実 (2) 「知る」から広がる「する・みる・ささえる スポーツ」の推進
------------------------	---

2 今後5年間に実施する施策と主な取組

【基本目標1】子供たちの自信を育む教育の土台づくり

施策1 優れた教員の確保と教育の質の向上

《目標》

教員の働き方改革を進め、教員が子供と向き合う時間を確保するとともに、誇りをもって働くことができる環境をつくります。

<現状と課題>

いじめや不登校、児童虐待、発達障害を含む障害のある子供や日本語指導が必要な子供への対応、経済的に困難な家庭への支援など、学校現場が直面する課題は複雑化・多様化しており、教員の多忙化の要因となっています。また、最近は、教員採用選考の受験者の減少や経験豊かな教員の大量退職による教員不足に加え、若手教員への知識や技術の伝達が困難になるなど、現場の対応力に大きな影響を与えています。

千葉県教育委員会主催の中学生・高校生との交流会で子供たちからは、「教わりたい先生像として、「楽しい授業、関わりやすい先生」「生徒の意見を汲み取ってくれる先生」「接しやすく、分かりやすい授業をしてくれる先生」「生徒が納得できる正しい生徒指導を行ってくれる先生」との声が寄せられました。

こうした子供たちの声に応え、魅力ある優れた教員の採用・育成はもとより、教員が子供たちと向き合う時間を確保するために、外部の人材や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携を強化することが重要です。また、教員のほか、学校の教育活動に携わる全てのスタッフがチームとして働く「チーム学校」の実現や働き方改革により、教員の負担軽減を図りつつ、士気を高め、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する、質の高い教員集団を実現することが必要です。

[取組の基本方向]

優れた資質を有する教員を採用するため、採用試験の改善や大学との連携を進めるほか、教員の指導力向上や意識改革を目的とした研修を充実させ、信頼される教員の育成に取り組みます。さらに、外部人材の活用や教員の業務改善を進め、働きやすい勤務環境を整備し、学校における働き方改革を推進します。

[主な取組]

(1) 熱意あふれる人間性豊かな教員の採用

- 優れた資質を有する教員を採用するため、教員採用選考の改善を継続します。
- 教員を目指す学生だけでなく、いわゆるペーパーティーチャーなど社会人に対しても、本県で教員として働くことに関心を持ってもらうため、教員の仕事のやりがいや喜びに加え、生活の利便性や豊かな自然環境など居住地としての魅力も積極的に発信します。

- 千葉県で公立学校の教員として対象校種に採用された者のうち、対象者の要件を満たした者で日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けた者の奨学金返還を緊急的に支援します。
- 多様化する学校教育に対応するため、特別免許状及び特別非常勤講師制度を活用し、産業界等から専門分野で優れた知識経験を有する人材を教員や非常勤講師として学校現場に配置します。

- ・教員を目指す生徒学生へのインターンシップの機会や情報の提供
- ・人材サービス会社等と連携した採用プロモーションの展開
- ・教員不足解消に向けた奨学金返還緊急支援

(2) 信頼される質の高い教員の育成

- 学習指導要領の改訂や新たな教育課題等を踏まえ、「千葉県・千葉市教員等育成指標」や「千葉県教職員研修体系」を適時適切に見直すとともに、これらに基づき研修の充実を図り、高度専門職業人である教員一人一人のキャリアステージに応じた成長を支えます。
- 教員養成を進める大学等と連携して、教育現場が求める姿や身に付けてほしい資質能力を共有した上で、養成段階における教育活動、体験などにより、教職への関心を高めるとともに、現役教員から直接話が聞ける機会を提供し、教員として働くことへの不安を払拭し、確実な採用に結び付けていきます。
- 児童生徒への性暴力や不適切な指導が心と身体にどれだけ大きな傷を残すかということを、あらゆる研修や会議等を通じて全ての教職員に繰り返し周知し、児童生徒への性暴力等の根絶に向け教職員の意識改革を徹底するとともに、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、性暴力や体罰・暴言等を決して許さない学校づくりに取り組みます。

- ・新たな教育課題等を踏まえた教職員研修体系の見直し・構築
- ・新任校長、管理職、中堅教諭、新規採用等のキャリアステージに応じた研修の実施
- ・いじめ等の生徒指導力の向上、教育相談に関する資質向上を図る研修の実施
- ・特別支援教育や情報教育等に関する専門的・実践的研修の実施
- ・オンデマンドを活用した出前研修や指導力向上に向けた授業公開の実施
- ・人事交流を活用した教員の資質向上

(3) 「チーム学校」の実現と働きやすい勤務環境の整備

- 子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等により、教育の質の向上を図り、学校の指導体制の効果的な強化・充実に努めます。
- スクール・サポート・スタッフ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域ボランティア等の多様な外部人材の配置の充実や、スクールロイヤーの活用促進により「チーム学校」としての体制を整えます。

○「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の多忙化解消に向けた校務D Xの推進など、学校における働き方改革を進め、教員の勤務時間の適正化を図るとともに地域や保護者との連携を強化することで、教員一人一人が働きがいと働きやすさを実感することのできる学校づくりを推進します。

- ・スクール・サポート・スタッフの配置
- ・副校長・教頭マネジメント支援員の配置
- ・スクールカウンセラー等の配置及び資質向上に係る研修・協議会の実施
- ・スクールロイヤーの活用
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 <再掲>
- ・教職員のメンタルヘルスの推進
- ・校務のデジタル化等の教育D Xの推進
- ・県教育庁統一ダイヤルによるワンストップ対応

施策2 安全・安心で魅力ある学校づくり

《目標》

社会環境の変化に応じた魅力ある教育環境をつくります。

〈現状と課題〉

少子高齢化や人口減少などの社会の変化の中で、「よりよい学校教育をとおして、よりよい社会を創る」という理念のもと、各地域の状況に合わせて、多様な学校教育を実現し、社会のデジタル化や国の高大接続に関する教育改革などを踏まえながら、新しい時代に対応する学校の在り方を検討していくことが必要です。

本県では、中学校卒業生の約99%が高校に進学しており、生徒の入学動機や進路希望、学習経験や生活環境等は非常に多様化しています。こうした中で、各高校においては、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばしつつ、全ての生徒が社会で生きていくために必要な資質・能力を共通して身に付けられるよう、自己理解・自己調整力や社会に主体的に参画する力の育成に取り組む必要があります。

私立学校も公立学校とともに、公教育の一翼を担っており、千葉県の学校教育において重要な役割を果たしています。幼稚園・認定こども園や高等学校においても、私立学校で多くの子供たちが学んでいます。私立学校の個性豊かな教育活動を支援し、公立学校との連携・協力を促進することが重要です。

また、東日本大震災や房総半島台風などの経験を踏まえ、学校での安全教育や防災教育をさらに充実させる必要があります。学校は災害時には緊急避難場所として活用されることも多いことや、中学生・高校生との交流会の中でも、「学校の環境が整備され、きれいであること。体育館に空調が欲しい。エレベーターを設置してほしい。」との意見があったことから、施設の老朽化対策やバリアフリー化、空調整備などを計画的に進め、安全で安心な学びの場を提供することが求められます。

[取組の基本方向]

全ての児童生徒が自分の人生をより良いものへと切り拓いていける自立した市民として、より良い社会の実現に主体的に参画する資質能力を育むため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一緒に子供たちを育む魅力ある学校づくりを進めます。また、高校に入学する生徒の多様な状況や少子化が進行する地域の高校の在り方を踏まえ、どの地域のどの高校においても、生徒一人一人が希望する進路の実現に必要な多様な学習機会を提供します。あわせて、学校の老朽化対策やバリアフリー化など、子供たちにとって安全・安心な学びの場づくりを推進します。さらに、私立学校の経営の健全性を高め、保護者等の経済的負担を軽減するほか、公立学校と私立学校との連携を強化します。

[主な取組]

(1) 地域に支持され選ばれる魅力ある学校づくり

- 県立高校においては、「県立高校改革推進プラン」に基づき、様々な入学動機や学習歴を持つ生徒の多様な学習ニーズに対応し、文理横断・文理融合教育の推進や探究・S T E A M教育の充実など、生徒の高い学習意欲に応えられる環境の提供と適切な進学指導の実現、学校間や教室外での遠隔教育を活用した多様な学習の支援など魅力ある学校づくりを進めるほか、中長期的視点に立って県立学校の学校規模・配置の適正化を進めます。
- 中学校で十分力を發揮しきれなかった生徒が、企業や大学など地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行うなど、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちを育む学校づくりを推進します。
- 福祉的な側面からの支援を強化・充実させ、関係機関との連携、相互の協力を図ることにより、様々な課題を抱える生徒の社会的自立を支援し、自分らしく充実した学校生活が送れるよう新たな視点での学校づくりを検討します。
- 地域産業の担い手育成を担う職業系専門学科では、企業や大学等と連携し、地域の特性を踏まえた実践的な学びを通じ、I C Tや工業など県内の産業を支える人材や、本県の基幹産業である農林水産業を支える人材など、地域で活躍する人材の育成を図ります。

- ・「県立高校改革推進プラン」の着実な実現（職業系専門学科・コースの充実、文理横断・文理融合による授業の実施、地域の実情やニーズを踏まえた適正規模・適正配置の検討）
- ・地域連携アクティブスクールの推進
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 <再掲>
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の心理や福祉等の専門家による学校支援
- ・学校問題解決支援コーディネーター等との連携による学校における問題解決への支援
- ・県立学校の特色ある取組への支援(千葉県県立学校チャレンジ応援基金)
- ・水産系高校における遠隔地からの生徒受入体制整備の検討
- ・県立保健医療大学や県立農業大学校等との連携

(2) 私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携

- 私立学校の教育水準を一層向上し、経営の健全性を高め、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図ります。
- 小学校就学前教育では、幼稚園・認定こども園・保育所のそれぞれの教育目標を尊重しながら、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、規範意識の芽生えや人間関係づくりの基礎を培う教育を推進します。
- 高等学校では、公立学校・私立学校の教職員を対象とした合同研修、教員の人事交流などの充実を図り、公立学校とともに公教育の一翼を担う私立学校との連携・協力を推進します

- ・私立学校経常費の補助
- ・接続期のカリキュラム千葉県モデルプランの活用 <再掲>
- ・公立学校・私立学校の教職員の合同研修の開催
- ・公立学校と私立学校との教員の人事交流の促進

(3) 安全・安心な学びの場づくりの推進

- 学校及び教育施設の老朽化対策、エレベーターや空調設備の設置、トイレの洋式化等を計画的に進め、子供たちが安全・安心に学べる環境を整備します。
- 激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応し、災害時の拠点としての役割を担うことができる環境整備を推進します。
- 各校の防災計画に基づき、教育活動全体を通した防災教育や、地域・関係機関と連携した防災訓練、救命講習などを実施し、子供たちの防災意識を高め、「自助」「共助」の意識を育てます。
- 子供たちが、事故や犯罪に巻き込まれないための交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。
- 児童生徒が安心して教育を受けられるよう、教育相談体制の充実を図ります。

- ・公立学校施設の安全向上や施設の老朽化対策の推進
- ・魅力ある学校づくりに向けた施設整備の推進
- ・公立学校施設の長寿命化対策及び防災機能強化などの促進
- ・公立学校の避難所機能強化のための体育館空調整備の促進
- ・私立学校施設の耐震化の促進
- ・地域安全マップ（交通安全・防犯・防災）の作成
- ・中・高生の防災活動への参加促進
- ・学校、家庭、地域、関係機関が連携した災害に強い学校とまちづくりの推進
- ・発達段階に応じた交通安全教育の推進
- ・救命講習の実施の促進
- ・スクールカウンセラー等の活用とともに、関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実 <再掲>

施策3 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

《目標》

障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制を整えます。

〈現状と課題〉

障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援のもと、生活や学習の困難を改善・克服し、児童生徒の可能性を引き出すとともに、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指さなければなりません。

子供たちが、活動に参加しているという実感や達成感を持ち、充実した時間を過ごし、生きる力を身につけられるよう、連続性のある「多様で柔軟な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築が求められています。

このため、千葉県教育委員会では、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実やＩＣＴの利活用による教育の質の向上、卒業後の豊かな生活のための支援の充実など、一人一人が輝く共生社会に向け取り組んできました。

今後も、外部人材をはじめとする地域の教育資源を活用し、障害の特性に応じた指導の改善や、早期からの教育相談を通じた保護者への情報提供の充実など、障害のある子供たちへの相談や支援体制を一層強化していくことが必要です。

また、特別支援学校では児童生徒数の増加に伴う教室不足や施設の狭隘化などの過密状態が課題であり、計画的な整備が求められています。

〔取組の基本方向〕

個別の教育的ニーズを持つ子供の自立と社会参加を目指し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、その時点でも最も適切な指導や支援が受けられる柔軟で連続性のある「多様な学びの場」を整えるとともに、障害の有無にかかわらず誰もが共に過ごすための条件整備を進めることで、一人一人の子供がその力を発揮できるよう取り組みます。また、障害のある子供への一貫した教育相談と支援体制及び、卒業後の豊かな生活に向け、福祉などの関係機関とのネットワーク機能を充実させます。

〔主な取組〕

(1) 柔軟で連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

○障害のある子供の自立と社会参加に向けた切れ目ない一貫した指導・支援の促進のため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を推進します。

- 障害のある子供と障害のない子供及び関係する全ての人が、互いに良さを認め合い、共に学ぶ仲間であることを認識できるよう、特別支援学校と小・中学校等の児童生徒との交流及び共同学習の促進やＩＣＴの利活用による教育の質の向上に取り組みます。
- 特別支援アドバイザーを活用して、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援についての助言・援助を行うなど、学校への支援の充実を図ります。
- 特別支援学校における通級による指導を実施するなど、地域内の中・高・高等学校等に対するセンター的機能の一層の充実に努めます。
- 県立学校や小・中学校の空き校舎等を活用しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、特別支援学校の過密状況に対応します。

- ・地域で共に学び育つ教育の推進
- ・合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進
- ・学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実
- ・高等学校における特別支援教育の充実
- ・特別支援教育に関する研修の充実
- ・ＩＣＴを活用した教育の推進
- ・特別支援学校が有する多様な機能の充実と活用
- ・特別支援学校の計画的な整備
- ・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒など、様々な困難をかかえる子供への支援の充実

(2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

- 医療・保健・福祉等の関係機関や民間団体、N P O等と連携し、障害のある乳幼児とその保護者に対する早期からの教育相談と支援に取り組みます。
- 千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターでの教育相談の一層の充実を図ります。
- 職員研修等を通じて、障害者差別解消法等の理念や内容、職員の対応について、周知を図ります。
- 障害のある生徒が、自立し社会参加するため、学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進め、特別支援学校が核となって、地域や関連機関との連携を深めるなど、一人一人のニーズに応じた卒業後の豊かな生活に向けた取組を推進します。

- ・相談窓口の周知による早期からの教育的支援
- ・県相談機関における教育相談の充実
- ・適切な就学に向けた相談支援の充実
- ・卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

《目標》

困難を抱える子供たちの相談体制を充実させ、子供や家庭への支援により、誰一人取り残されない教育環境を整えます。

〈現状と課題〉

中学生・高校生との交流会では、子供たちが行きたくなる学校像として「一人一人の居場所があり、いじめを相談できる学校」「頼れる人がいる学校」「不安なことは一緒に解決していけるような学校」といった意見がありました。いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラー、子供の貧困など、様々な困難を抱える子供たちが、誰一人取り残されることなく、自分自身の良さや可能性を認識し、他の人々を尊重し、協力しながら充実した生活を送れるよう、教育相談体制を充実し、困難を抱える子供や家庭への支援など、全ての子供たちが安心して学ぶことができる環境を整える必要があります。

さらに、外国人児童生徒や日本国籍であっても日本語の指導を必要とする児童生徒が増えています。これらの子供たちは将来千葉県に住み続け、千葉県の一員として共生社会を形成する重要な存在です。そのため、学校での日本語指導の充実や地域での交流の促進など、受入体制を整えることが必要です。

一方で、多様なニーズを持つ子供や家庭の支援に当たっては、福祉や医療などの専門知識や、粘り強く丁寧な対応が求められる場面も多く、教員が過度な負担を感じるケースも少なくありません。このため、専門知識を有する外部人材の活用や、組織全体での相談・支援体制を整備し、複雑で困難な事案を教員が抱え込むことがないよう取り組むことが不可欠です。

[取組の基本方向]

「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」に基づく不登校児童生徒の状況に応じた支援、いじめの早期発見・早期対応のための教育相談体制の充実や外部機関との連携強化、学習支援や学び直しなどの再チャレンジ機会の提供、経済的・家庭的理由で就学が困難な児童生徒への支援、外国人児童生徒等への日本語指導体制の強化など、子供たち一人一人それぞれの教育的ニーズに対応した施策の充実や学校と福祉部門との連携強化に取り組むとともに、相互の多様性を認め合う学校風土の醸成を推進します。

[主な取組]

(1) 不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

○児童生徒が安心して教育を受けられるよう、教育相談体制の充実など個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を行います。

○教育委員会・学校とフリースクールなど民間の団体の連携等による支援など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保に取り組むとともに、保護者が抱える不安や困難に寄り添った支援を行います。

○「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」を活用した教員研修により教員の対応力向上を図るとともに、心理や福祉の専門家等で構成する不登校児童生徒支援チームによる個別のケースへの支援を充実させ、教員の負担軽減と適切な支援につなげます。

○千葉県子ども・若者支援協議会において、困難を有する子供・若者の現状や課題を共有するとともに、千葉県子ども・若者総合相談センターにおいて、相談・支援体制の充実を図ります。

- ・学校における不登校児童生徒等に対する支援
 - ・ICTを活用したオンライン授業配信（エデュオプちば）
 - ・不登校児童生徒への関係機関等との支援ネットワークの充実
 - ・「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」の規定により定める基本方針に基づく施策の推進
 - ・千葉県子ども・若者支援協議会及び千葉県子ども・若者総合相談センターの運営

（2）いじめへの対応

○「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づいた対応を徹底するため、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知、関係機関等との連携を推進します。

○各学校が「学校いじめ防止基本方針」に従い、いじめられている児童生徒を守ることを最優先に、学校全体での組織的かつ速やかな対応を図ります。

○インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子供たちを守るため、ネットパトロール等の取組を行うほか、インターネットの適正利用に関する講演や啓発を行います。

○様々な課題を抱えた子供や保護者を支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を充実させるとともに、研修等を通じた資質の向上を図ります。

○いじめ対応等において、学校の法的対応力の向上を図るためにスクールロイヤーによる研修を実施するとともに、児童生徒に自他の人権尊重についての講話等を行います。

○SNSを活用した教育相談を実施し、問題の深刻化の未然防止に努めます。

- ・児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的に考えることができる取組の推進
- ・一人一人の子供への直接的な働きかけを通じた、いじめの防止に向けた取組の推進
- ・各種相談事業（SNS相談等）及び情報収集体制の充実
- ・学校と家庭・地域が連携した取組の推進
- ・いじめ等、教員の生徒指導力向上に向けた研修の実施 <再掲>
- ・スクールカウンセラー等の配置及び資質向上に係る研修・協議会の実施 <再掲>
- ・スクールロイヤーの活用 <再掲>
- ・いじめ防止啓発強化月間等の取組の推進

- ・ネットパトロールの実施
- ・ネット安全教室等を通じた広報啓発活動の実施

(3) 学び直しなどの再チャレンジの機会の充実

○高等学校等を中途退学した場合でも、学ぶ意欲と能力のある人に対して、学習支援や学び直しの機会の提供など学びの機会を確保します。

○若年無業者に対し、職業的自立に向けた支援を行います。

- ・定時制高校・通信制高校の充実
- ・地域連携アクティブスクールの充実
- ・高校中途退学者等に対する継続的な支援

(4) 経済的・家庭的理由など様々な困難への支援

○家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が教育を受けることができるよう、地域の様々な主体と連携した取組を推進します。

○スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材及び関係機関・団体などとの連携・協働を積極的に図り、支援が必要な子供や家庭に対する働きかけを進めます。

○就学支援金の支給や私立高等学校等が行う授業料減免事業への経費の助成、市町村と連携した第3子以降の義務教育期間における学校給食費の無償化などにより、教育費負担の軽減を図ります。

- ・学ぶ意欲のある生徒に対する修学の支援
- ・特別支援教育奨励事業の実施
- ・公立学校の給食費無償化
- ・学習支援や体験活動等の取組を行う地域学校協働活動の推進
- ・ヤングケアラーの概念についての周知と、早期発見に向けた取組の推進
- ・スクールソーシャルワーカー等の活用とともに、関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実

(5) 外国人児童生徒等の受入体制の整備

○日本語指導ができる外部人材の配置の充実など、日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実を図ります。

○外国人児童生徒等やその保護者が、地域コミュニティに溶け込むことができるよう、地域における日本語教育の充実に係る支援、多言語での情報提供や生活全般の相談に対応します。

- ・日本語指導を含む、きめ細かな支援の推進
- ・外国人児童生徒等教育相談員の配置
- ・多文化共生社会づくりの推進
- ・地域日本語教育の推進
- ・義務教育年齢を超過した外国籍の子供の日本語学習等の支援

(6) 相互の多様性を認め合う学校風土の醸成

○多様なウェルビーイングの実現のため、相互の多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる学校風土の醸成を推進します。

- ・心のバリアフリー教育の推進
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進 <再掲>
- ・国際的に活躍できる人材の育成 <再掲>
- ・性の多様性についての理解や学校等におけるきめ細かな対応の促進
- ・スクールカウンセラー等の活用とともに、関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実 <再掲>

【基本目標2】未来を切り拓く「人」の育成

施策5 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

《目標》

子供の学習意欲を高め学力向上を図り、これから時代に求められる資質・能力を育成します。

〈現状と課題〉

現代は将来の予測が困難な「V U C A」の時代と言われています。このような時代には、子供たちが柔軟な学び方や考え方、変化に対応する力と態度を身に付け、個々の能力や可能性を最大限に引き出していくことが重要です。そのためには、子供たちが自分自身の良さや可能性を認識し、他者を尊重し、協力しながら、自分の人生を切り拓いていく力を育成していく必要があります。

千葉県教育委員会では、令和2年度から「ちばっ子『学力向上』総合プラン(学びの未来づくりダブル・アクション+ONE)」をスタートさせ、「自ら課題を持ち、多様な人々と協働し、粘り強くやりぬく子」と「子供と社会の変化を捉え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、授業を工夫する教員」を目標に、子供たちの学ぶ意欲を高め、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、児童生徒の学力向上に取り組んできました。

これからも、基礎的な知識や技能を確実に身につけさせ、思考力や判断力、表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実が求められます。

また、子供たちの資質や能力を育むために、読書は非常に効果的です。全ての子供たちが文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、社会全体で読書活動を推進することが必要です。

さらに、グローバル化が進展するなかで、異なる言語や文化を持つ人々と協力していくためには、郷土を愛する心や誇りを持ち、外国語でも自信を持って意見を述べ、他の人々と交流・共生する力を育成することが必要です。

そして、児童生徒が1人1台端末を持つ教育環境の下、ICTを活用しながら個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組むことが重要です。

〔取組の基本方向〕

子供たちの学習意欲を高め学力向上を図る取組を重点的に進めるとともに、探究学習やSTEAM教育等の教科横断的な学習の充実を図ります。また、社会全体で子供の読書活動を推進する体制を整備するほか、外国語教育の充実、情報活用能力（情報モラルを含む）の育成のため、ICTの日常的な利活用を促進します。

[主な取組]

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- 各学校段階を通じて子供たちに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力を育成していくため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を一層推進します。
- 未来につながる確かな学力を育むため、子供自身が、学び方を学び、自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、その達成に向けて努力する（自己調整力を高める）ための効果的な学習活動を支援します。
- 文理の壁を越えた知識・能力を備えた人材を育成するため、児童生徒の発達段階に応じて教科横断的・探究的な学習を推進します。
- 授業や放課後の教育活動を支援するため、退職教員や保護者、大学生など多様な地域人材や産業界との連携・協働を進めます。

- ・研修体系に基づく教職員研修の充実 <再掲>
- ・先進的教育活動による学ぶ意欲の向上
- ・小学校専科非常勤講師等の配置
- ・きめ細かな指導体制の整備
- ・児童生徒の体験学習等の推進 <再掲>
- ・全国学力・学習状況調査の分析と活用
- ・探究・S T E A M 教育等の教科等横断的な学習の充実
- ・個別最適な学びと協働的な学びとの一体的な充実を図る単元開発・授業改善に向けた取組の推進
- ・博物館・美術館や文化財等を活用した学習支援
- ・千葉のフィールドミュージアム等を活用した体験活動

(2) 「読書県ちば」の推進

- 全ての子供が、読書に親しみながら成長していく「読書県ちば」を目指して、「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校における読書活動や、家庭・地域における読書活動を推進するための支援等を積極的に行い、多様な子供の読書機会の確保を進めるとともに、公立図書館等と連携しながら必要な人的・物的環境整備を進めます。
- 市町村立図書館のサービスや学校図書館ネットワークの充実を様々な形で支援するとともに、図書館未設置市町村に対して、図書館設置の意義について理解を求めるなど、県内全体の読書活動の充実に努めます。
- 電子書籍の活用やデジタル社会に対応した読書環境の整備を進めます。
- 「千葉県読書バリアフリー推進計画」に基づき、視覚障害者や発達障害、肢体不自由等で活字による読書が困難な人等の読書環境の整備を進めます。

- ・子供の読書活動の理解の促進
- ・家庭や地域における読書の啓発 <再掲>

- ・読み聞かせボランティア等の人材育成
- ・朝読書や音読、NIE、調べ学習等の推進
- ・司書教諭の適正配置の促進と研修の実施
- ・学校図書館の蔵書の充実
- ・千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供 <再掲>
- ・県立図書館の機能の充実 <再掲>

(3) 外国語教育の充実

- 授業の質の向上、児童生徒の英語力・学ぶ意欲の向上、教員の英語力・専門性の強化のための各種研修を実施し、外国語を使ったコミュニケーションを楽しみ、自分の考えなどを主体的に発信する力のある児童生徒を育成します。
- 外部検定資格等の実績に基づく教員採用選考の実施や、小学校教員の英語免許の取得を促進し、専門性の高い教員を確保し配置します。

- ・ALT及び外国語担当教員の指導力向上研修の実施
- ・小学校の英語教科化に対応した専門性の向上
- ・高い語学力のある教員の確保
- ・ICTの一層の活用促進による言語活動の充実

(4) ICT利活用の日常化

- 児童生徒が、1人1台端末を日常的に活用し、ICTを新たな学びのツールとして適切に活用できるようにするために、教員の指導力の向上を図るとともにICTの活用を前提とした授業の再構築を図るなど、教育の質を向上させます。
- 児童生徒の発達段階を考慮し、その能力、特性等に応じた教育が実現できるよう、情報活用能力の育成を目指したカリキュラム・マネジメントを行い、児童生徒の学ぶ意欲を引き出し学習成果の向上につなげます。
- 端末の持ち帰りを推進し、家庭等でも日常的に端末を活用した学習の機会を増やします。
- 全校種における教育用コンピュータや校内Wi-Fi等のICT環境の整備・更新を進めます。

- ・各学校段階における情報活用能力育成のための体系表を活用した授業改善の推進
- ・プログラミング教育、高等学校の教科「情報」の指導の充実
- ・地域、大学、企業等と連携したデジタル人材育成のための体制の構築
- ・1人1台端末等を活用した家庭学習の推進
- ・ICTを活用した教育の推進に向けた情報インフラ等の整備
- ・特別支援教育におけるICTを活用した教育の推進

施策6 郷土と国を愛する心とグローバル化への対応能力の育成

《目標》

千葉県ならではの特性や強みを生かした教育を通じて、地域の発展に主体的に参画する人材や、世界を舞台に活躍するグローバル人材を育成します。

《現状と課題》

千葉県は、日本の玄関口である成田空港や千葉港を有し、豊かな自然環境やバランスの取れた産業構造を形成しています。さらに、東京に近い立地や独自の文化・歴史的経緯により、各地域で特色ある産業や文化が育まれてきました。地域の持続的な発展のためには、伝統や文化を尊重し、地域の課題解決に主体的に取り組み、地域を支え、新たな価値を創造する人材を育成することが重要です。

世界的な視点では、国際情勢の不安定化や世界経済の停滞、国際的な分断の進行といった懸念が高まっています。こうした状況において、地球規模の課題に取り組む人材が求められており、グローバルな立場から社会の持続的な発展に貢献するリーダーや、国際的なルール形成や社会経済的な課題解決に参画する人材の育成が必要です。

そのためには、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力、コミュニケーション能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解、社会貢献や国際貢献の精神を身につけ、様々な分野や地域で国際社会の一員として活躍できる人材の育成が求められています。

〔取組の基本方向〕

子供たちが郷土と国の歴史や伝統文化を理解し、愛する心や誇りを育む教育を推進します。また、グローバル社会で必要な資質・能力を身につけ、国際社会の担い手となるための教育を推進します。

〔主な取組〕

(1) 郷土と国の歴史や伝統文化等の学びの推進

○地域の歴史や文化について理解を深めるため、文化財等を活用した学習活動を推進するなど、郷土や国を愛する心と誇りをもち、自信を持って発信することができる人材を育みます。

- ・郷土と国の発展に尽くした人々やその成果を学ぶ機会の提供
- ・国旗・国歌の意義や大切さの理解を深める取組
- ・邦楽や茶道など伝統文化の指導者による授業、部活動等への支援

(2) 国際社会の担い手の育成

○千葉県の特性等を生かし、国際的な課題をはじめ世界の歴史・文化・宗教について教科・科目を横断して理解を深めるとともに、外国人児童生徒等との交流を通じて、直接外国の文化に触れたり、国際交流などを通じ、広い視野から国際理解を深めたりすることで、国際社会の一員としての自覚を高め、国際協調の精神を養います。

○対面だけでなくオンラインも活用した姉妹校交流の実施や海外留学への支援、短期海外派遣等の取組を推進します。

- ・国際的に活躍できる人材の育成 <再掲>
- ・高校生等の海外留学の促進
- ・教育旅行や学校交流等を通した国際交流の促進
- ・幕張アジアアカデミー事業「アジア総合学科」の実施

施策7 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

《目標》

幼児教育の内容の改善・充実を図り、幼児教育の質を向上させます。

〈現状と課題〉

幼児期の教育は、一生涯にわたる人格形成の基礎となり、幼児教育は義務教育やその後の教育の基礎を築くものです。この教育を担うのは、幼稚園教諭、保育教諭、保育士一人一人であり、人材の確保と資質・能力の向上を図ることが重要です。

また、幼児一人一人が持つ様々な可能性は、日常の中で出会う環境によって開かれ、興味や関心に応じて環境と関わり、その環境からの応答を受け取ることで成長していきます。

千葉県では、幼児が心身ともに健やかに成長するために、本県の特徴である海辺や里山など豊かな自然を生かした自然環境保育を推進しています。幼児は豊かな自然の中で美しさや不思議を感じ、仲間と遊び、関わりを深めることで感性を豊かにし、自ら考え行動し成長する力を培うものであり、根気強さ、注意深さ、意欲などの非認知能力の向上も期待できます。

一方で、誕生・就園、就学などのタイミングや、家庭や園、関係機関、地域等との間で切れ目が生じることが課題とされています。幼児期の教育においては、幼児期以降も含めた長期的な視点で子供の発達や教育を捉え、連続性や一貫性を考慮し、計画と実践を行うことが必要です。

[取組の基本方向]

幼児教育職員の専門性を向上させ、幼児教育の質の向上を図るとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を進めます。

[主な取組]

(1) 幼児教育の質の向上

○幼稚園教諭、保育教諭、保育士などの確保に努めるとともに、資質・能力の更なる向上に向けて職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を充実させます。

○幼児教育アドバイザーや保育アドバイザーを県内の幼稚園、認定こども園、保育所等に派遣し、教員等の指導力向上や、教育課程、指導計画等に係る指導助言を行い、各施設の状況に応じた教育・保育の質の向上を図ります。

- ・計画的な職員研修の実施
- ・研究協議等を通じた幼児教育の充実
- ・幼児教育・保育における遊びをとおしての総合的な指導の充実
- ・認定こども園の普及
- ・ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）の普及促進
- ・幼稚園における子育て相談・支援活動の推進

(2) 小学校教育との接続の円滑化

- 小学校教育が円滑に行われるよう、幼児教育と小学校教育の関係者間の連携を深めていくほか、カリキュラムの接続を促進するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。
- 「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援します。

- ・接続期のカリキュラム千葉県モデルプランの活用
- ・幼稚園教諭・保育教諭・保育士等と小学校の教員との意見交換や合同研究の機会等の設定
- ・幼児教育アドバイザーの派遣

施策8 豊かな心の育成

《目標》

一人一人が自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する、持続可能な社会の創り手になる子供を育成します。

〈現状と課題〉

現在、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までも含めて幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングの考え方が重視されています。しかし、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子供たちの抱える困難は多様化・複雑化しています。令和5年度における千葉県の公立学校の児童生徒の自殺者数は19名と大変憂慮すべき状況であり、児童生徒の自殺予防に重点的に取り組み、子供たちが自ら命を絶つようなことを無くさなくてはなりません。

子供たちの健やかな成長のためには、豊かな情操や道徳心を培い、正義感や責任感、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く能力などを育む必要があります。千葉県教育委員会では、道徳教育の推進の方針の策定や教材作成、高校での「道徳」の導入などを全国に先駆けて行ってきました。

今後も、小・中学校での道徳教育を一層推進するとともに、子供たちが様々な体験を通じて、豊かな心や道徳心を培い、主体的な思考や判断、行動力を身につけられる場として、体験活動の機会を充実していくことが重要です。

また、18歳以上の日本国民に投票権が与えられたことも踏まえて、子供たちが社会の中で自立し、他者と協力しながら地域の問題解決に主体的に取り組めるよう、基本的な資質や能力を育み、子供たち自身が社会を形成する一員であり、合意形成を経てルールや仕組みを作ることができる存在であるとの認識を持つことができるようになります。

[取組の基本方向]

豊かな情操や道徳心を育む教育を推進するとともに、自殺リスクの早期把握や適切な支援のため、組織的な対応や教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を進めるほか、生活体験や自然体験の機会の充実を図ります。

また、千葉県がこども家庭庁の「こどもまんなか」の趣旨に賛同し「こどもまんなか応援ソポーター宣言」を行ったことを踏まえ、全ての子供たちが幸せに暮らせるように取り組んでいくとともに、子供や若者の意見を尊重し、子供の権利擁護に係る取組を推進します。

[主な取組]

(1) 豊かな情操や道徳心を育む教育の推進

○学校の全ての教育活動において、「道徳教育の手引き」を活用した子供の発達段階に応じた体系的・系統的な道徳教育を推進します。

○家庭や地域住民と連携した取組の充実を図ります。

○情報モラル教育では、子供の発達段階に応じた指導を充実させます。

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- ・県立高等学校における「道徳」を学ぶ時間の深化・充実
- ・大学との連携等による教員の道徳教育の指導力向上
- ・学校における情報モラル教育の推進

(2) 児童生徒の自殺対策の推進

○児童生徒が主体となった自己有用感や社会性を高める活動の促進、様々な背景等をもつ児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防の取組の推進等を図ります。

○ICTストレスチェックなどにより、生徒のメンタル不調を早期発見し、重大な事態の未然防止につなげます。

○教員等による不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、研修の実施や相談体制の整備を促進します。

- ・学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力の促進
- ・各種相談事業（SNS相談含む）及び情報収集体制の充実 <再掲>
- ・子供の権利等の理解促進や人権教育の推進
- ・スクールカウンセラー等の配置及び資質向上に係る研修・協議会の実施 <再掲>
- ・ネットパトロールの実施 <再掲>
- ・生命（いのち）の安全教育の推進

(3) 体験活動等の推進

○学校行事や学級活動、自然や人・社会等と直接関わる体験活動を推進します。

○青少年教育施設が実施する体験活動プログラムを充実させるとともに、様々な媒体を活用して県民に広報し参加を呼びかけます。

○子供たちが他者の役に立つ経験や、課題解決への主体的な参画などを積み重ねることで、自己有用感、幸福感・自己肯定感や他者とのつながりを持ち、主観的なウェルビーイングの向上を図るとともに、課題に向き合う姿勢を育みます。

- ・児童生徒の体験学習等の推進 <再掲>
- ・青少年教育施設における体験活動の推進
- ・親子ふれあいキャンプの推進
- ・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- ・環境学習の推進
- ・森林環境教育の支援

(4) 子供の権利擁護

- 生まれながらに権利の主体である子供たちを、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障する取組を推進します。
- 子供が考えや感じたことを自由に表現でき、その意見を尊重する学校風土の醸成を推進します。
- 平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、互いに認め合い、連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、実践的な主権者教育を推進します。
- 全ての人々が互いを認め合い、連携・協力することの重要性を理解し、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの大切さについての指導を推進します。
- 消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任をもって行動できるよう消費者教育の推進を図ります。また、金融教育をとおして、児童生徒が将来にわたり、自立的で安心かつ豊かな生活を実現できるよう、金融に関する知識や判断力などの金融リテラシーの向上を図ります。
- 生徒指導の実践に当たっては、発達支持的生徒指導（全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるか）に重きを置いた働きかけを進めます。

- ・子どもの権利条約及び千葉県子どもの権利ノートの周知
- ・主権者教育の推進
- ・男女共同参画の推進
- ・消費者教育の推進
- ・人権を尊重し、あらゆる不合理な差別を許さない教育の推進
- ・発達支持的生徒指導の実現に向けた研修の実施

施策9 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

《目標》

子供の体力と自らの健康に関する自己管理能力を向上させます。

〈現状と課題〉

千葉県の子供たちの体力や運動能力についての調査結果をみると、小学校の5年生や中学校の2年生の男女ともに全国平均を上回っていますが、体力は低下した状況で推移している傾向が見られます。また、1週間の総運動時間（学校の授業時間以外）が0分の児童生徒の割合も増加しています。

子供たちが運動を好きになり、生涯にわたり日常的に運動に親しむ基盤を作るためには、体育の授業改善と運動機会の創出が必要です。

また、近年では、情報化の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるとともに、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病等の健康課題も見られます。

子供たちが健康で安全な生活を送るため、正しく情報を選択して適切に行動できるようにするとともに、栄養教諭等を中心に学校・家庭・地域が連携して食育を充実させることなどが必要です。

[取組の基本方向]

生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、児童生徒が自らの健康の保持増進に向け主体的に行動できるよう学校保健の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携し、千葉県産の農林水産物を取り入れた食育を推進します。

[主な取組]

(1) 生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成

- 子供たちが自ら考え実践し、仲間と協力しながら目標に向かって運動できるよう「わかる・できる・楽しい」を感じられる体育の授業改善に取り組みます。
- 家庭や地域と連携し、基本的な生活習慣の見直しや改善を図り、運動に取り組む時間等の確保に取り組みます。

- ・幼児期における運動習慣の基盤づくり
- ・学校体育活動の充実
- ・主体的に体力の向上に取り組む児童生徒の育成
- ・健康体力づくりのための外部人材の活用

(2) 学校保健の充実

- 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、養護教諭等を含めた学校保健委員会を中心に、体育・保健体育などの教科学習や学校行事などの教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。
- 多様化、深刻化する子供の心身の健康課題に組織的に対応することができるよう、教員への研修の機会等の充実や、学校・家庭・地域の専門機関等が連携した取組を推進します。

- ・学校保健指導の充実
- ・がんに関する教育など健康教育の充実
- ・薬物乱用防止教育の推進
- ・感染症、アレルギー疾患への理解促進

(3) 食育の推進

- 栄養教諭等を中心に学校・家庭・地域が連携し、学校給食に県内の地場産物を取り入れた食育の充実や、献立内容を教科等の食に関する指導と関連付ける学校給食の「生きた教材」としての活用を推進します。
- 家庭との連携により、朝食の大切さなど児童生徒の食に関する理解を深め、望ましい食習慣の形成が図られるように努めるとともに、地域のボランティアや団体との連携による出前授業や体験活動を取り入れるなど、食育の指導体制及び指導内容の充実を図ります。

- ・学校における指導体制と指導内容の充実
- ・地場産物を取り入れた学校給食を活用した食育の充実
- ・体験活動を取り入れた効果的な食育の推進
- ・地域の優れた食文化や食習慣の継承と地域における食育の推進
- ・家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組の推進

施策 10 学びを将来へとつなぐ体系的・実践的なキャリア教育の推進

《目標》

子供たちの将来の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成します。

〈現状と課題〉

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、「当てはまる」と答えた小学生と中学生の割合が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の平成 31 年度と比べ、令和 5 年度では全国平均・千葉県とともに低下しており、子供たちが自分の将来に向けて希望に満ちた夢を描くことが難しくなっているとの指摘があります。

また、令和 5 年度に県教育委員会が実施したキャリア実態調査では、キャリアプランニングや人間関係の形成に対する自己認識が、中学生・高校生ともに学年が上がるにつれて低下する傾向にあることがわかりました。

近年、労働力人口の減少や若年者の職業意識の希薄さなどが深刻化していますが、千葉県はバランスの取れた産業構造があり、成田空港の機能強化や交通インフラの整備により、今後もさらなる発展が期待されています。地域産業を担う人材を育成し、子供たちが自分の将来に肯定的な考え方を持ち、人生を切り拓いていけるようにすることが重要です。

そのためには、様々な産業分野や地域との継続的で密接な協力と連携を図りながら、子供たちが学びと自己の将来とのつながりを見据え、社会的・職業的に自立するための能力を身につけ、自分らしい生き方を実現できるキャリア教育の充実が必要です。

[取組の基本方向]

子供たちが将来の夢と学業を結び付けて主体的な進路選択ができるよう、キャリア教育を推進するとともに将来の労働市場を見据え、社会に求められる産業人材の育成を図ります。障害のある生徒の卒業後の豊かな生活に向けて自立して社会参画できるよう、教育と福祉などの関係機関の連携を強化します。

[主な取組]

(1) 学校におけるキャリア教育の推進

○家庭や地域、産業界等との連携の下、子供たちが主体的に進路を選択し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できるよう、体系的・実践的なキャリア教育を推進します。
○子供たちに目標を持たせ、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるため、キャリア教育に係る教員の意識と指導力の向上を図ります。

- ・産業界等と連携した実践的なキャリア教育の推進
- ・課題探究型キャリア教育の実施

- ・民間企業等による出前授業
- ・学校外での社会体験活動の機会提供

(2) 社会に求められる産業人材の育成

- 社会に求められ活躍することのできる人材を育成するために、企業等と連携した専門的職業教育の充実を図ります。
- 児童生徒の発達段階に応じ、若年層を対象とした体験型の教育プログラムの実施を通じて、参加者のアントレプレナーシップの向上を支援し、将来の職業選択の幅を広げるとともに、起業への理解促進や起業体験活動等の推進を図ります。

- ・工業系高校や農業系高校と企業・関係機関等との連携推進
- ・県立高校専門学科・コースの取組と成果の普及推進
- ・起業家(アントレプレナーシップ)教育の推進
- ・産業界等と連携・協働した産業人材の輩出に向けたキャリア教育の推進
- ・県立テクノスクールにおける職業訓練の実施

(3) 障害のある生徒の自立・社会参加の支援

- 障害のある生徒が自身の力や可能性を高め、自立して社会参加できるようにするため、学校と福祉、労働等の関係機関とのネットワークを一層強化するとともに、産業界の理解促進を図り社会参加と就職・転職といった自らの意思による労働移動を含む多様な職業的自立を支援します。
- 特別支援学校が核となって、地域や関連機関との連携を深めることで、生徒の自立を目指し、一人一人のニーズに応じた卒業後の豊かな生活に向けて情報共有や意見交換の場を設けます。

- ・労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築、情報共有の推進
- ・社会参加・職業的自立に向けたキャリア教育の推進
- ・特別支援学校と障害者就業・生活支援センターの連携の推進

【基本目標3】地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり

施策11 家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

《目標》

学校と保護者・地域住民等との連携を強化し、地域全体で子供を育てる体制を整えます。

《現状と課題》

家庭における教育は、子供たちが基本的な生活習慣や情操、社会的マナーなどを身に付ける上で非常に重要です。しかし、核家族化や地域社会のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立して子育ての悩みや不安を抱える現状が指摘されています。そのため、地域全体で保護者をサポートする家庭教育支援が求められています。

また、子供たちが自立し、充実した人生を送るためにには、多様な人々との関わりの中で様々な経験を積み重ねることが重要です。中学生・高校生との交流会においても、子供たちからは、「地域をまず知ることこそが地域貢献につながる」「地域と関わりたいという思いを実現するために、意見を交換できる場が必要」「地域とつながる行事の運営を手伝いたい」など、地域貢献に積極的な意見がありました。このような声を受け止め、地域社会で子供たちを育む環境を整えることが必要です。

一方、近年、全国の児童相談所での児童虐待相談の件数が増加しています。特に学校が相談経路として多くなっており、学校は虐待の発見や対応において重要な役割を果たしています。虐待は子供の心身の成長や人格形成に深刻な影響を与えるだけでなく、子供の重大な権利侵害です。子供たちの大切な命が虐待のために奪われることがないよう、虐待の予防や早期発見・対応から虐待を受けた子供の自立まで、総合的な支援を切れ目なく行うことが必要です。

[取組の基本方向]

保護者への学びの機会や子育て情報の提供、困難な状況にある家庭へのアウトリーチ型家庭教育支援を充実させます。学校、家庭、地域、企業、高等教育機関等が連携し、地域全体で子供を育てる体制を整えます。また、学校、市町村、児童相談所、警察など関係機関と連携し、児童虐待など不適切な養育から子供の命を守る取組を推進します。

[主な取組]

(1) 家庭教育への支援

- 家庭教育支援に必要な人材を育成するとともに、企業やNPOなど様々な主体の参画を促進し家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進めます。
- 学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信など、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。

○中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子育ての意義等について学ぶ機会の充実を図ります。

- ・「親力アップいきいき子育て広場」を活用した家庭教育支援の充実
- ・家庭教育支援チームを設置する市町村の支援及び家庭教育支援員等の育成
- ・「早寝早起き朝ごはん」運動の普及啓発
- ・家庭や地域における読書の啓発 <本籍>
- ・学校を通じた家庭教育の支援
- ・企業や団体と連携して取り組む家庭教育支援
- ・保護者の働く姿に接する「子ども見学デー」の推進

(2) 地域全体で子供を育てる体制の構築

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進などをとおして、学校と地域の連携・協働体制を構築し、保護者や地域住民の学校運営への参画を推進します。
- 地域コーディネーターなどの学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図るとともに、活動に携わる人々の交流を促進し、地域における教育力の向上を図ります。
- 教育活動について地域の方々への理解を深めるため、学校の様子や方針等の積極的な情報発信、公開授業の開催を促進します。
- 地域住民や企業、団体関係者などの地域人材の参画により、放課後子供教室等で子供たちの多様な学びや体験の場を確保し、安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む体制づくりを支援します。
- 生徒が引き続き文化芸術・スポーツ活動に触れられる機会を確保するため、部活動の段階的な地域展開に向けた環境整備に努めます。

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ・地域コーディネーター等の育成
- ・放課後児童対策パッケージの推進
- ・高等学校と大学との連携の支援
- ・学校内外の教育相談体制の充実
- ・日本語の指導を含め、きめ細かな支援の推進 <再掲>
- ・早期からの教育相談・支援体制の一層の充実 <再掲>
- ・地域クラブ活動の体制整備の推進

(3) 虐待など不適切な養育から子供を守る取組の充実・強化

- 児童虐待の防止及び適切な早期発見が行われるよう、学校や教育機関等の職員を対象とした児童虐待に係る研修を実施するとともに、市町村や児童相談所などの関係機関との連携を強化します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携やスクールロイイヤーによる弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制を構築します。

○いじめや児童虐待、子育ての不安など、子供に関わる様々な相談に応じるため、電話相談窓口やLINEによる相談窓口を設置し、専門の相談員が夜間、土日、祝日の相談にも応じるなど、相談機能の充実を図ります。

- ・教育機関等職員への研修の充実・強化
- ・要保護児童対策地域協議会の機能向上の推進
- ・子供に関わる相談機能の充実

施策 1.2 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

《目標》

一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学習を支援し、県民の学習意欲を高めます。

《現状と課題》

「人生100年時代」や「Society5.0」といった社会の大きな変革が進んでおり、生涯学習の重要性がますます高まっています。子供や若者、社会人、高齢者、障害のある人々が、年齢に関係なく学び続け、自己の成長や地域・社会への貢献の意欲を持ち、地域社会のリーダーや担い手として活躍できる社会を実現することが求められています。

千葉県教育委員会では、「千葉県生涯学習推進方針」を策定し、県や市町村、民間が目標を共有し、適切な役割分担のもとで連携・協力することで、県民一人一人がいつでもどこでも学び続け、その成果を生かして生涯にわたって活躍できる社会を実現する取組を進めてきました。

また、生涯学習社会を実現するためには、社会教育が重要な役割を果たします。公民館や図書館、博物館を中心とした社会教育施設等において、地域の人々に対して多様な学習機会を提供するとともに、習得した知識や技能を地域社会で生かす仕組みを整えることが求められます。

さらに、社会の構造的な変化に対応し、社会の持続的な発展を支えるため、リカレント教育を通じて、企業の複雑化・高度化する課題や産業のニーズに対応できる人材を育成する取組も重要です。

[取組の基本方向]

県民の誰もが必要に応じて学習できるよう、多様な学びの充実に努めるとともに、学習に関する情報提供・相談の充実、学習の成果を生かす仕組みづくりや、地域における学習の場の充実に向け、多様な主体との連携・協働を推進します。また、生涯にわたり必要な知識を学び直すリカレント教育、障害のある人の生涯学習を推進します。

[主な取組]

(1) 多様な学習機会の充実

- 広範な連携を必要とするなど市町村では実施困難な取組や、民間では実施の見込めない講座等を、オンラインを活用し全県的に提供するとともに、ＩＣＴの活用などの先進的な学習方法を開発し、市町村への普及に取り組みます。
- 県民の生涯学習状況や、学習需要等の個人の要望を把握し、社会経済情勢の変化等、社会の要請も理解するよう努めるとともに、それらを市町村や民間と共有し、多様な学習機会の充実を図ります。

- ・生涯学習における学習機会・学習環境の充実

(2) 学習に関する情報提供・相談の充実

- 県民が自らの学習目的に沿った学びを適切に選択できるよう、趣味・教養、社会貢献等の学びから職業に必要な学びまで、多様で幅広い学習情報を収集し、インターネットを活用した情報提供システムを通じて、どの地域においても容易に入手できる環境を整備します。
- 県民の学びが、地域社会での活動や産業人材としての活躍につながるよう、キャリアコンサルタントや社会教育士などの専門相談員を活用し、学習者の要望に応じた最適な学びや補助制度の情報などを総合的に案内する体制を構築します。

- ・多様な学習情報の提供
- ・社会での活躍につなげる学習相談

(3) 学習成果を社会に生かす仕組みづくり

- 学びの成果が地域社会や産業界において適切に評価されるよう、地域社会や産業界への学習に対する重要性の理解促進を図ります。
- 生涯学習を支える人材を育成するため、講師力や企画力を養う講座の修了者を認証する制度を設けます。
- 市町村、N P O・団体等が求める人材を見つけやすくするため、人材情報を広く収集し、体系化して提供します。

- ・学習成果の評価体制の構築
- ・生涯学習を支える人材の活用

(4) 多様な主体との連携・協働の推進

- 生涯学習推進のため、県と市町村の包括的な連携体制を構築します。
- 学びを支える主体である社会教育施設や社会教育団体の相互連携に加え、分野を問わない多様な主体の連携体制の構築を支援します。
- 市町村に対し、社会教育の中核を担う社会教育主事の適正配置や社会教育士の育成・活用を促すとともに、社会教育主事や社会教育士のネットワーク化を支援します。

- ・社会教育人材の育成
- ・社会教育関係団体の育成

(5) リカレント教育の推進

- 社会に求められる産業人材の育成につなげるため、学び直しの動機付けとなる講座を実施するとともに、産学官の連携体制を構築するなど、生涯にわたり、必要な知識を学び直すリカレント教育を推進します。
- 中小企業におけるリスクリキングの取組を支援します。

- ・リカレント講座の実施
- ・リカレント教育推進協議会の運営
- ・リカレント実態調査の実施
- ・「学びの総合窓口」の運営
- ・A I を活用した生涯学習情報の収集
- ・県立テクノスクールにおける職業訓練の実施 <再掲>
- ・在職者向けスキルアップセミナーの実施
- ・離職者等再就職訓練事業
- ・企業人材リスクリング支援事業

(6) 障害のある人の生涯学習の推進

- 障害のある人が学校卒業後も生涯にわたって主体的に学び続けることができる機会の充実を図ります。
- 学校卒業後に障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、関係機関・団体・地域住民など様々な主体と連携・協働し、実践的な研究を行います。

- ・障害のある人の生涯学習支援プログラムの研究
- ・公民館等への講座開設の支援
- ・「障害者の学び」に関する相談窓口の整備
- ・「障害者の学び」研修会の開催

施策 1 3 文化芸術・スポーツの推進

《目標》

県民誰もが文化芸術や多様なスポーツに親しむことができる環境を整備します。

〈現状と課題〉

文化芸術は、心豊かな生活を実現する上で欠かせないものであり、地域社会の発展や県民の活力を高める貴重な財産です。私たちは、東日本大震災や自然災害、新型コロナウイルス感染症など、不自由な生活を強いられる状況を体験してきましたが、このような状況において、心の癒しや感動、生きる活力を得るうえで、文化芸術の必要性への意識は一層高まりました。

一方で、少子高齢化による地域社会の衰退などの影響で、地域の芸術や祭りの担い手が不足し、歴史文化の継承も課題となっています。地域の伝統文化や歴史文化に触れ、学び、活用する機会を充実させることで、文化財の保存や継承に対する意識を高める必要があります。

また、県で実施した、スポーツの実施率の調査によると、働き世代の実施率が低下しています。県民が日常生活の中で無理なく運動できるよう、性別や世代に応じた普及啓発活動や情報発信、スポーツ環境の整備を行っていく必要があります。さらに、パラスポーツの推進は、障害のある人のスポーツへの意欲の向上だけでなく、障害への理解や誰もが参加し貢献できる共生社会の形成にも資することから、障害のある人が利用できる施設の確保や指導者の養成、障害のある人もない人も誰もがスポーツに親しみやすい環境の整備が求められます。

令和 9 年度に全国高等学校総合体育大会が千葉県・東京都・神奈川県・山梨県の南関東ブロック 1 都 3 県を中心に開催されます。本県では、卓球、バレーボールなど 9 競技の会場が、千葉市をはじめとする 9 市町に決定しました。さらに、令和 11 年度には第 53 回全国高等学校総合文化祭が本県で開催することに内定し、本県での開催は、昭和 52 年に第 1 回大会を開催して以来、52 年ぶりとなります。

[取組の基本方向]

県民が文化芸術活動や地域の歴史文化資料に触れ親しむ機会を充実するとともに、ライフステージに応じた多様なスポーツを楽しめるスポーツの場や機会の提供、また、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめるよう、施設の環境整備や指導者の養成に取り組みます。

また、全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校総合文化祭の開催に向けて、市町村や関係機関等からの協力を得ながら、着実に準備を進めています。

[主な取組]

(1) 文化芸術にふれ親しむ機会の充実

- 障害の有無や年齢、性別にかかわらず、あらゆる人々が文化芸術を享受する機会を、文化施設等（文化会館、美術館、博物館等）の様々な場で提供するほか、学校教育における文化芸術活動の充実を図ります。
- 地域の伝統文化や歴史文化資料の次世代への継承を支援します。
- 関係機関や幅広い分野との連携を強化し、文化芸術を生かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進します。
- 郷土の文化財を活用した学習活動や、地域の歴史や伝統文化について理解を深めるための取組を推進し、文化財の保存・継承に向けた機運を醸成します。

- ・文化施設等における公演や展覧会等の充実
- ・文化施設等以外での文化芸術に触れる機会の提供
- ・伝統文化の保存・継承の支援
- ・県内文化財情報等の提供
- ・日本が誇る伝統芸能や地域に根ざした民俗芸能との触れ合い体験の推進
- ・国・県指定文化財の保存整備の支援
- ・文化財の公開・活用の支援と推進
- ・千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供
- ・県立図書館の機能の充実 <本籍>
- ・障害のある人の文化芸術活動の推進

(2) 「知る」から広がる「する・みる・ささえるスポーツ」の推進

- 全ての県民が、スポーツの意義や価値を理解する（スポーツを知る）ことにより、ライフステージに応じた多様なスポーツに日常的に親しみ、健康で活力ある生活を送れるよう、互いに支え合うコミュニティの場として、総合型地域スポーツクラブの設立支援や、県立スポーツ施設の無料開放などを進めます。
- 県民が気軽に参加できるイベントを開催するとともに、それぞれの年齢や体力、興味関心等のニーズに応じて、多様なスポーツに関する情報を「見つけやすく」「わかりやすく」提供していきます。近年県民の関心が高まっているスポーツについての情報、魅力の発信に取り組みます。
- 共生社会に向けた取組の推進のため、パラスポーツを通じた交流及び共同学習などを行うとともに、施設の確保や指導者の育成などを進め、障害のある人もない人も誰もがスポーツに親しみやすい環境の整備に努めます。
- 生活習慣病予防に関する知識の普及啓発や、高齢者に適したスポーツの推進など、高齢者の健康づくり及び介護予防に向けた取組を行います。

- ・スポーツ環境の整備
- ・スポーツイベント、多様なスポーツ、スポーツ施設等の情報発信
- ・障害のある人のスポーツ推進
- ・健康、体力づくりを意識したスポーツ活動の推進

第4章 計画の推進に当たって

第1節 県民と一体となって取り組む体制づくり

第2節 計画の進捗管理

第1節 県民と一体となって取り組む体制づくり

1 教育行政の方向性

千葉県・千葉県教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき開催されている「総合教育会議」等を通じて、知事と教育委員会との教育政策に係る認識の共有を図りながら、教育の振興に努めてきました。引き続き、関係部局と緊密な連携を図りつつ、教育委員会事務局職員の資質能力の向上に努め、本計画を着実に推進していきます。

あわせて、私立学校は、公教育の一翼を担い、県民の学校選択の自由を確保する重要な役割を果たしていることから、各学校の建学の精神に基づく教育の振興を図るとともに、公立学校との連携を一層推進することにより、県全体の教育の充実を図ります。

また、千葉県教育委員会は、「地域の教育的ニーズに応える教育委員会」、「県民に、より開かれた教育委員会」を目指して、教育現場に寄り添いながら積極的な情報公開などに取り組んできました。これからも、教育現場を重視し、授業参観や教育活動の視察をはじめ、子供や教職員、保護者・県民の意見を直接聞く機会を確保するほか、市町村との意見交換等を実施し、県民の意向を十分に反映した教育行政を進めます。そして、学校教育などの実施状況を把握し、教育施策の点検・評価を行うとともに、教育委員会の活動について積極的に情報を発信します。

2 多様な主体との連携と協働

この計画をより実効性あるものとするためには、全ての大人が子供の育成に関わるという意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たしていくことが大切です。

誰一人取り残されない教育の実現に向け、市町村の行政はもとより、N P O、企業、地域団体、保護者及び県民等の多様な主体とのより一層効果的な連携・協力体制づくりに努めます。

そして、教育を核とした新しい地域コミュニティの構築を促進し、子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進します。

3 教育投資の充実

教育は、個人の社会的自立の基礎を築くと同時に、広く社会全体に還元され、社会の維持・発展の原動力となるものです。つまり、教育投資は個人のみならず社会の発展の礎となる「未来への投資」です。人生100年時代やSociety5.0の実現など、今後の社会を展望しつつ教育を通じた人づくりを推進するためには、幼児期から高齢期まで生涯にわたり質の高い学びを行うことができる環境を整備することが必要です。

そのために、予算の効率的、効果的な活用に十分留意するとともに、県民の理解を得ながら、この計画の実現に必要な予算の確保に努めます。また、国に対して教育予算の拡充や教職員定数の改善などを積極的に働きかけ、教育投資の充実を図ります。

第2節 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、教育委員会の活動状況の点検及び評価の中で、毎年度、施策の実施状況を把握・点検・分析し、有識者の知見も活用しながら Plan・Do・Check・Action のマネジメントサイクルに基づいて必要な改善に取り組み、その結果を公表します。

1 総括指標

基本目標ごとに次の3項目を総括指標として設定し、数値が長期的に増加することを目指します。

項目	現状 (令和5年度)
【基本目標1】(子供たちの自信を育む教育の土台づくり) 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校運営」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	88.1%
【基本目標2】(未来を切り拓く「人」の育成) 学校評価における児童生徒アンケートにおいて、「学校生活」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した児童生徒の割合	89.1%
【基本目標3】(地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり) 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合	84.9%

2 施策実施指標

本計画に掲げた各施策の実施状況を数値化するため、施策ごとに施策実施指標を設定します。

施 策	項 目	現 状 (基準年)	目 標 (令和 11 年度)
1 優れた教員の確保と 教育の質の向上	先生は、分かるまで教えてくれている と思う児童生徒の割合	児童 86.6% 生徒 83.1% (令和 6 年度) ※全国平均 児童 87.9% 生徒 84.9%	全国平均以上を 目指します
	月当りの時間外在校等時間が 45 時間 を超える教諭等の割合	37.2% (令和 5 年度)	減少を 目指します
	I C T を活用した校務の効率化(事務 の軽減)の優良事例を十分に取り入れ ている学校の割合	小 26.1% 中 23.2% (令和 6 年度)	50%
2 安全・安心で魅力ある 学校づくり	公立高等学校における不登校、中途 退学生徒の割合	不登校 3.52% 中途退学 1.12% (令和 5 年度)	低下を 目指します
	いじめ認知件数に対する解消率	78.9% (令和 5 年度)	増加を 目指します
3 共生社会の形成に 向けた特別支援教育の 推進	「個別の教育支援計画」を学年間、 他校種への引継ぎで、活用した学校の 割合	75.1% (令和 5 年度)	96.0%
	「個別の指導計画」を学年間、他校種 への引継ぎで、活用した学校の割合	75.8% (令和 5 年度)	96.0%
4 多様なニーズに対応 した教育の推進	困りごとや不安があるときに、先生や 学校にいる大人にいつでも相談でき ると感じている児童生徒の割合	児童 64.1% 生徒 65.8% (令和 6 年度) ※全国平均 児童 67.1% 生徒 67.5%	全国平均以上を 目指します
	いじめ認知件数に対する解消率 (再掲)	78.9% (令和 5 年度)	増加を 目指します

施 策	項 目	現 状 (基準年)	目 標 (令和 11 年度)
5 人生を主体的に切り拓くための学びの確立	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合	児童 81.7% 生徒 80.3% (令和 6 年度) ※全国平均 児童 81.9% 生徒 80.3%	全国平均以上を目指します
	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善に活用した学校の割合	小 95.5% 中 92.7% (令和 6 年度)	100%
6 郷土と国を愛する心とグローバル化への対応能力の育成	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	児童 82.5% 生徒 75.8% (令和 6 年度) ※全国平均 児童 83.5% 生徒 76.1%	全国平均以上を目指します
	留学（3か月以上）のために出国した県立高等学校の生徒数	25 人 (令和 5 年度)	75 人
	海外研修等（修学旅行を含む）のために出国した県立高等学校の生徒数	180 人 (令和 5 年度)	2,000 人
7 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実	幼保小で接続を見通した教育課程の編成・実施を行っている市町村数	15 市町村 (令和 5 年度)	54 市町村
8 豊かな心の育成	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	児童 83.7% 生徒 83.2% (令和 6 年度) ※全国平均 児童 84.1% 生徒 83.3%	全国平均以上を目指します
	児童生徒の人口 10 万人当たりの自殺者数（公立小中高等学校）	3.57 人 (令和 5 年度)	減少を目指します
9 生涯をたくましく生きるために健康・体力づくりの推進	小学校における新体力テストの平均点	47.0 点 (令和 5 年度)	50.0 点
	朝食を欠食する児童生徒の割合	児童 6.5% 生徒 9.5% (令和 6 年度) ※全国平均 児童 6.3% 生徒 8.6%	全国平均以下を目指します

施 策	項 目	現 状 (基準年)	目 標 (令和 11 年度)
10 学びを将来へつなぐ 体系的・実践的な キャリア教育の推進	将来の夢や目標を持っている児童 生徒の割合	児童 83.3% 生徒 65.4% (令和 6 年度) ※全国平均 児童 82.4% 生徒 66.3%	全国平均以上を 目指します
	特別支援学校卒業生における就労 定着率	92.6% (令和 3 年度)	増加を 目指します
11 家庭教育への支援と 家庭・地域との連携・ 協働の推進	コミュニティ・スクールを導入した 公立学校の割合	33.1% 政令市を除く (令和 5 年度) ※全国平均 52.3%	全国平均以上を 目指します
	地域学校協働本部が整備された公立 学校の割合	70.1% 政令市を除く (令和 5 年度)	増加を 目指します
12 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の 推進	「学びの総合窓口」で受け付けた相 談件数	令和 6 年度 新規取組	増加を 目指します
	「リカレント講座」の受講者数	令和 6 年度 新規取組	増加を 目指します
13 文化芸術・スポーツの推進	この 1 年間に文化芸術を鑑賞した県 民の割合 ※目標値は第 2 次千葉県文化芸術推 進基本計画の目標 90.0% (令和 13 年度) をもとに設定します。	76.7% (令和 5 年度)	86.7%
	この 1 年間に鑑賞を除く文化芸術活 動をした県民の割合 ※目標値は第 2 次千葉県文化芸術推 進基本計画の目標 50.0% (令和 13 年度) をもとに設定します。	28.0% (令和 5 年度)	44.5%
	県立博物館・美術館の参加体験事業 の体験者数	121,319 人 (令和 5 年度)	増加を 目指します
	成年の週 1 回以上のスポーツ実施率	53.7% (令和 5 年度)	増加を 目指します

用語解説

アウトリーチ型の家庭教育支援

家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域の実情に応じた多様な手法により、保護者に寄り添い届ける家庭教育支援の取組全般を指す。家庭訪問に限らず、学校（就学時健診や参観日などの活用を含む）や企業、健診の機会など保護者が多く集まる場に、支援者が双向で行う相談対応や情報提供があげられる。

アクセシビリティ

Access（近づく、アクセスするの意味）と Ability（能力、できることの意味）からできている。「近づくことができる」「アクセスできる」という意味から派生して、「（製品やサービスを）利用できること、又はその到達度」という意味でも使われる。

アントレプレナーシップ

急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神のこと。このような精神を備えた人材の創出のための教育を総称してアントレプレナー教育とよぶ。

インクルーシブ教育システム

障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組みであり、平成 18 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された概念。

同条約では、インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件として、「障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと」、「障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること（基礎的環境整備）」、「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を行使するため、個々に必要となる適切な変更・調整（合理的配慮）が提供されること」等が示されている。

ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられる。

栄養教諭

栄養の指導及び管理をつかさどる教員のこと。子供が将来にわたって健康に生活していくよう、「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子供たちに身に付けさせることも目的に平成 17 年度に制度化された。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

保護者や地域住民が、一定の権限と責任を持って、学校運営とそのために必要な支援について協議することで、学校と共に子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みのこと。学校運営協議会制度を導入した学校のことをコミュニティ・スクールという。

学校風土

児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気のこと。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

カリキュラム

教育課程のこと。

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画のこと。

カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどをとおして、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

カリキュラム接続(幼小接続期カリキュラム)

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るために作られるカリキュラムのこと。この時期の教育については、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（幼保小）という多様な施設がそれぞれの役割を担っている。子供の成長を切れ目なく支える観点からは、幼保小の円滑な接続をより一層意識し、乳児や幼児それぞれの特性など発達の段階を踏まえ、一人一人の多様性や0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育の内容や方法を工夫することが重要である。

キャリア

過去から将来の長期にわたる職務経験やこれに伴う計画的な能力開発の連鎖を指す言葉。「職業生涯」や「職務経歴」などと訳される。

キャリア教育

社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育のこと。

キャリアコンサルタント

労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをキャリアコンサルティングといい、キャリアコンサルティングを行う専門家(国家資格)がキャリアコンサルタント。

協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学びのこと。

グローバル化

経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。

県立高校改革推進プラン

令和4年3月策定。策定後10年間の県立高校改革に関する基本的な考え方を示すもの。実施に当たっては、具体計画(実施プログラム)に基づき推進することを基本とする。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

個別の教育支援計画

学校や教育委員会などの教育機関が中心になって作成する「個別の支援計画」を指す。「個別の支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人について、生涯にわたり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援をするために作成する計画のこと。

個別の指導計画

学校の教育課程において、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を行うための計画をいう。一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。

個別最適な学び

「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されている。「指導の個別化」とは、教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこと。また、「学習の個性化」とは、子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整すること。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子供・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこと。

時間外在校等時間

教諭等の在校等時間から正規の勤務時間(7 時間 45 分)を引いた時間。

在校等時間は、次の計算式で求める。

在校等時間=在校している時間 + (①及び②) - (③及び④)

- ①…校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②…地方公共団体で定めるテレワークの時間
- ③…勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間(教員からの自己申告による)
- ④…休憩時間

自己肯定感

自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情を意味する言葉。

自己有用感

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを自分自身で認識すること。

社会教育

学校教育法等に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーション活動を含む。)のこと。

社会教育士

社会教育の制度や仕組み、基礎的な知識に加え、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力の専門性の習得をねらいとした課程や社会教育主事講習を修了した人たちの称号のこと。

社会教育主事

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員。社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。

主体的・対話的で深い学び

主体的学びは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び。

対話的な学びは、子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること

等を通じ、自己の考えを広げ深める学び。

深い学びは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び。

人生 100 年時代

ロンドン・ビジネス・スクール教授のリンダ・グラットンが、自身の著書「LIFE SHIFT(ライフ・シフト)100 時代の人生戦略」の中で提唱した言葉。世界で長寿化が急速に進み、先進国では 2007 年生まれの 2 人に 1 人が 100 歳を超えて生きる「人生 100 年時代」が到来すると予測し、これまでと異なる新しい人生設計が必要であるとした。

スクール・サポート・スタッフ

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員のこと。

スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教員等の助言・援助を行う専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家のこと。

スクールロイナー

法的側面からのいじめ予防教育や児童生徒を取り巻く問題について法的アドバイスを行う専門家(弁護士)のこと。

総合型地域スポーツクラブ

子供から高齢者まで、様々なスポーツを、それぞれの志向・レベルに合わせて、身近な地域で親しむことができる特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブのこと。

地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のこと。

地域学校協働本部

地域と学校の連携体制を基盤として、幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワー

クを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。

地域コーディネーター

地域学校協働活動の企画・運営、関係者への連絡・調整、地域住民への呼びかけなど、地域と学校のつなぎ役として、子供たちの成長を支える様々な活動を進める役割を担う。

ちば・うみやま保育(自然環境保育)

保育者(幼稚園教諭の免許、保育士の資格又は幼稚園教諭の免許及び保育士の資格を有し、保育等に従事する者等)による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、千葉県の豊かな自然環境や地域資源と関わる自然体験活動をとおして、子供の豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等のこと。

千葉県・千葉市教員等育成指標

教育公務員特例法第22条の3に基づき、自ら学び続ける、信頼される質の高い教員等の育成を目指して、千葉県教育委員会と千葉市教育委員会が共同して策定した教員等の育成指標のこと。

千葉県教職員研修体系

教育公務員特例法第21条第2項に基づき、県教育委員会が策定した教職員研修計画のこと。千葉県・千葉市教員等育成指標（6つの柱と3つのキャリアステージ）に則った計画になっている。

チーム学校

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校。

通級による指導

小学校又は中学校等に在学している障害のある児童生徒が、校内又は他校にある特別の指導の場(通級指導教室)に通い、障害の状態に応じた特別の指導を受けることを指す言葉。

特別支援アドバイザー

小・中学校等の要請に応じて訪問し、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援に関する助言・援助を行うことを目的に、千葉県が独自に配置している特別支援教育に専門性を有する非常勤職員。

発達障害

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態のこと。発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現する

もの」と定義されている。

非認知能力

物事に持続的に取り組んだり、仲間と一緒に協働したりするといった、社会的適応に必要な能力。

副校長・教頭マネジメント支援員

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する非常勤職員。校内マネジメント業務補助、保護者や外部との連絡調整（軽微なもの）、施設管理、学校会計管理、勤務管理事務の支援、調査・統計等の対応等、各学校長が指定した業務に従事する。

不登校

当該年度間に連續又は断続して30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的因素・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者、保護者の教育に関する考え方や外国での長期滞在等から長期欠席している者等を除く。）

不登校児童生徒支援チーム

不登校児童生徒のうち、長期化等により対応が困難なケースに関して、支援対応等について検討し、助言・支援・指導にあたるために、千葉県子どもと親のサポートセンターに設置しているチーム。

フリースクール

不登校等、様々な事情や課題を有する子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

保育教諭

幼保連携型認定こども園で働く、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を持っている職員のこと。

放課後子供教室

放課後等における、全ての子供たちを対象とした安全・安心な活動拠点（居場所）づくりのため、市町村と連携しながら、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て学習やスポーツ・文化活動、交流活動などを行う取組のこと。「放課後児童クラブ」と一体的に又は連携して実施することにより、児童の放課後対策の充実に努めている。

放課後児童クラブ

就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室などをを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るもの。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。

幼児教育アドバイザー

県内のすべての幼稚園、認定こども園、保育所等及び小学校、義務教育学校、特別支援学校幼稚部・小学部の課題に対して指導・助言等を行うため、県総合教育センターにおかれている幼児教育の高い専門性と、豊かな教職経験を有する者(5名程度)。

リカレント教育

学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと (recurrent : 循環)。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスクリミングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いている。

G I G A

Global and Innovation Gateway for All の略。「全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉」を意味する。

I C Tストレスチェック

WEB 上のストレスチェックのこと。県教育委員会では、ICT を活用し、学校保健安全法の健康観察、健康相談、保健指導の枠組みの中で、各学校の教育活動として子供を対象に WEB 上のストレスチェックを行っている。高ストレスの子供のスクリーニング（ふるい分け）が期待される。

S o c i e t y 5 . 0

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会。国の第5期科学技術基本計画（平成28年1月）において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間を中心の社会」として Society 5.0 が初めて提唱された。

S T E A M教育

S T E A Mは、Science, Technology, Engineering, Arts, and Mathematics の略。S T E A M教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であるが、日本では、たとえば教育再生実行会議第11次提言(令和元年5月)では「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。

V U C A

Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の略。